

大島町事件其他支那人殺傷事件

S

9600-2

97

I-0941

極秘

支那
朝鮮
支那
朝鮮

支那

支那人ニ關スル報道

九月六日警視廳廣瀨外事課長直話

○大島町支那人殺害事件

目下東京地方ニアル支那人ハ約四千五百名ニシテ内二千名ハ勞働者ナル處九月三日大島町七丁目ニ於テ鮮人取火嫌疑ニ關連シテ支那人及朝鮮人三百名乃至四百名三回ニ亙リ銃殺又ハ撲殺セラレタリ第一回ハ同日朝軍隊ニ於テ青年團ヨリ引渡シテ受ケタル二名ノ支那人ヲ銃殺シ第二回ハ午後一時頃軍隊及自警團(青年團及在郷軍人團等)ニ於テ約二百名ヲ銃殺又ハ撲殺第三回ニハ午後四時頃約百名ヲ同様殺害セリ

外務省

S 9600-2 98

(已號用紙)

後砲兵第三旅團長金子直少將及戒嚴司令部參謀長ニ對シ右死體處理方及同地殘餘ノ二百名乃至三百名ノ支那人保護方ヲ要請シ不取敢鴻ノ蓋兵營ニ於テ集團的保護ヲナス手筈トナリタリ

本事件發生ノ動機原因等ニ付テハ目下ノ所不明ナルモ支那人及朝鮮人ニシテ取火等ヲナセル明確ナル事實ナク唯タ鮮人ニ付テハ爆彈所持等ノ事例發見セラレ居ルノミ

(已號用紙)

外務省

S 9600-2 99

I-0941

(已 號 用 紙)

尙全管内ノ支鮮人ノ保護ハ軍隊警察ニ於テ之ニ當リ管下各警察ニ對シテハ夫々通達濟ナリ

○南千住

土方三百人中罹災者約百五十名内警察ニ於テ六十名ヲ保護中ナルカ一名ハ殺害セラレ九名ハ負傷ヲ受ケタリ警視廳ニ於テハ青年團ハ排日ノ復讐トシテ彼等ニ危害ヲ加ヘタリトノ聞込アルモ事實不明ナルニ依リ極力之ヲ秘シ居レリ王子ニ於テモ其夫約三百名中六十名ハ警察ニ於テ保護シ居レリ

外 務 省

8

9600-2

100

I-0941

(已號用紙)

○大森、大崎、澁谷方面

右郡部ニ於テハ本邦人ニシテ支那人ト誤ラレ又ハ故意ニ危害ヲ加ヘラレタル者アリ現ニ大森在郷軍人ニシテ五名ノ支那人ヲ保護ノ爲警視廳ニ連レ來リタル爲其歸路民衆ニ迫害セラレ目下警視廳ニ於テ右支那人ト共ニ之ヲ保護中ノモノアリ

○在横濱支那副領事保護

震災當日上京シ居リタル在横濱支那副領事及其隨員ハ交通社絶ノ爲ニ歸濱出來ス上野警察署ニ保護ヲ願出テ警察ニ於テハ更ニ之ヲ軍隊ニ引渡シ美術學校ニ收容シタルモ危険ナル爲警視廳ニ於テ右二名ノ外八名ヲ引取り目下第一中學内ニ收容保護中

○昨夜來自警團ノ極端ナル行動ヲ戒飾シ居レルニ付キ多少其ノ效果

外務省

S 9600-2 101

(已號用紙)

アルヘシト認メラル

外務省

S 9600-2 102

I-0941

極秘

改定

改定

改定

書改

鮮人ニ關スル報道

九月六日警視廳守屋警視直轄

目下ノ所集團的不逞行動アルヲ全然認メス但シ大塚方面ニ於テ石油
綿及マツチヲ携帶セルモノ澁谷方面ニ於テ導火線ヲ所持セルモノ(鮮
人労働團體主領李憲及其ノ一派ナリ)富坂方面ニ於テ手榴彈ヲ所持セ
ルモノ等發見セラレタルモ放火毒藥投下等ノ現行犯ハ今日迄ノ處一
モ發見セラレタルコトナシ

鮮人ノ放火等ニ關スル風説頻ニ行ハレ爲ニ鮮人ニシテ殺害ノ厄ニ遭
遇セルモノ多數アルモ計數ニ付テハ未タ不明ナリ鮮人ヲ保護セント
スル本邦人ニシテ危害ヲ加ヘラレタルモノ亦多數アリ
社會主義者ノ一派ニハ此時機ヲ利用シ鮮人ト民衆ヲ衝突セシメ警察

(已號用紙)

外務省

S

9600-2

103

(已號用紙)

官カ鮮人ヲ保護セントスル場合ニ民衆ヲシテ其ノ盾ヲ警察官ニ向ハ
シムルノ隱謀ヲ企テツツアルモノノ如ク觀測セララル、

外務省

S

9600-2

104

I-0941

極秘

支那
支那人
支那

亞細亞局長

支

支那人王希天行衛不明ノ件

確實ナル報道ヲ綜合スルニ元東京支那基督教
青年會幹事元支那労働組合衛生會々長王
希天ハ震災當時早稲田支那留學生建屋
方ニ避難シ居リタル處本所深川方面殊ニ大島町
附近ニ於ケル支那労働者ノ実況調査ノ為九月
九日朝自轉車ニ乗リ出立シタルニ同日亀井戸警
察署ニ留置セラル同ニ無ク武装セル日本兵士
数名ハ復送セラル同致ニ警察署ヲ去リタルハ終
行

(成覽用紙)

S 9600-2 105

日近行衛不明ナリ

九月十六日敬言備會後、際出倒局長より心カ發
視社官房主事、對シ王希天ノ所在如何ト偵
向シタルニ同主事ハ行衛全然不明ナリトシテ
甚ク濁ラレ又同日二十日來訪ノ廣瀬發見視社
外事課長ハ局長ヨリ同標ノ偵向ヲ發シタルニ
是亦行衛不明ナリト宣明シタルハ供多ク諺ル
ユトテ斷ケタリ

(成覽用紙)

王希天ハ在東京支那人中有名ナル煽動家ニシテ
常ク排日張本人トシテ其ノ筋ヨリ睨マシ居リタル
人物ナルヲ以テ偶々大島町附近ヲ徘徊シタル概
會ニ警察署署長ニ留置セラル陸軍側ハ之ヲ連出
シ多分何レカノ葬リ去リタルニモト想像セラル

外務省

S 9600-2 106

I-0941

(成造用紙)

九月九日以後王希天ノ行衛不明トナリタルト
支那留學生ノ一部ハ不知シ追々何處トナ
リツアルモノ如シ支那青年會員王兆澄ノ如キ
ハ現極力王希天ノ行衛如何ヲ探索シツツア
リ

本所古島所附近、於テ約三百名ノ支那留學生
殺害セラルル事實ハ九月十六日敢言視察隊ノ出
頭局長ノ言明メシカ及房主事録心ニ之ヲ氣取
セリ也ン所ナリ以テ同何處ト王希天行衛不明
何處ト多分早晚支那側ノ疑念ヲ惹起スルハ
至ルカ如キナキヤト私ハ懸念セリ

只今迄ノ處九月二十日支那公使彼側ハシ又
在留支那人側ハシテ震天ノ際日本人ノ手ニシ

外務省

S 9600-2 107

(成造用紙)

危害ヲ受ケタル支那人ノ僅々四五名ナリト
認メ居ルモノ如ク大島所事件ハ全然何
題トナリ居ラサルカ如シ

(大正十三年九月二十日)

外務省

S 9600-2 108

I-0941



戒厳の令書 是書

王希天ノ件左記ノ通

昭和十二年十月十三日
新編 戒厳令施行文
佐々木大尉
佐々木大尉

白紙

大臣
2

大
懐

本案ハ終る
改作トシテ
ル方也

佐々木大尉ハ亀戸税務署ニ中隊本部ヲ置キ鮮人及支那人ヲ習志野ニ汽車輸送ヲ為スニ當リ其ノ受領及運輸ノ業務ニ從事中九月十一日午前十一時頃巡查カ王希天以下十名ノ支那人ヲ護送シ來リタルニ依リ之ヲ受取りタルニ巡查ノ一名カ王希天ハ排日支那人ノ巨頭ナレハ注意セラレタント告ケタルヲ以テ口頭ニテハ判明セサルカ故ニ書面ニテ通知セラレタント求メ置キタルニ午後二時過ニ至ルモ書面ヲ送付セサルニ依リ鉛筆書キテ亀戸警察署ニ

支那人王希天ニ關スル調査ノ件至急御送付相成度云々ナル書面ヲ差出シタルニ亀戸警察署長ヨリ半紙全野紙一枚ニ王希天ノ素行ニ關スル事ヲ認メタル書面ヲ同日午後三時四十分ニ送付シ來リタリ依テ王希天ハ直ニ習志野ニ送ルハ危険ナリト思惟シ翌朝早ク野戦重砲兵第三旅團司令部ニ同行スルヲ適當ト認メ其ノ事ヲ亀戸警察署ニ告ケテ王希天ヲ預ケ置キ其ノ旨ヲ上記旅團司令部ニ報告シタリ而シテ翌十二日午前三時亀戸警察署ヨリ王希天ヲ受領シ亀戸町東洋モスリン株式會社ニ在リタル右旅

S 9600-2 110

S 9600-2 109

I-0941

團司令部ニ同行、途中種々取調ヲ為シタル處王希
天ハ相當ノ教育モアリ元支那ノ名望家ニテ在京ノ
支那人中ニ知ラレ居リ何等危険ナキ者ト認メタル
ニ依リ旅團司令部ニ連レ行キ嚴重ナル手續ヲ為ス
ヨリハ此ノ儘放遣スルヲ可ナリト考ヘ本人ニ對シ
習志野ニ行クコトモ嫌ツテ居ル様テアリ又教育モ
アルノテアルカラ十分注意シテ間違ヲセヌ様ニ
セヨ、自公カ責任ヲ負ヒ逃カシテ遣ハト告ケタレハ
本人モ非常ニ悦ヒタリ仍テ同日午前四時三十分頃
前記會社西北方約千米ノ電車線路附近ニ於テ同人

ヲ放遣シタルニ東方小松川^町方面ニ向ヒ去リタリ

前記

S 9600-2 112

S 9600-2 111

I-0941

極秘

極秘

大正十二年十一月二十二日
古森 亀 警察署長

大臣 了 白上官房主事 殿

支那被害調査員行動ニ関スル件

府下大島町八、二四六

電氣機械修繕業 木戸 四郎

支那人被害調査員行動ニ関スル件
府下大島町八、二四六
電氣機械修繕業 木戸 四郎

當二十七年

右ハ本月十八日管内大島町ニ於ケル支那人被害調査ノ夕メ
來町セル俞顯庭一行中ノ讀賣新聞朝日新聞記者三
名ニ對シ五記ノ如ク現場案内上當時ノ状況ヲ説
明シタ

ル旨往訪ノ當署員ニ對シ語りタリ御来考迄ニ右及報
告候也

一、十八日讀賣新聞朝日新聞記者三名ハ十四日百四拾六番地木戸
四郎方附近ニ於テ支那人虐殺事件ニ関シ同地小兒等ニ當時ノ状況
ヲ聽取中木戸ハ通行ニ際シ前記三名ニ對シ子供ニ聞イタノテハ解リマヌ
イト之ヲマ 記有ハ蓋支ナキ限リ是非現場及當時ノ状況ニ就イテ説明
サレ度シト申込ニ木戸ハ早速之ニ應シ(九月三日午ヨリ軍隊約七名カ
五名鮮支人ヲ現場ニ於テ撲殺セルヲ始メ續々ニ三丁目方面ヨリ支那
人ヲ參々恠々連行シ撲殺シ午後六時迄ニ約二百五拾名ヲ軍隊、自
警團警官ニテ慘殺セルモノニシテ屍體ハ現場ニ於テ田中ト稱スル人支
那人ノ人支ヲ使役シ石油約三十罐ヲ以テ燒却シ骨灰ハ地盤五十餘
割リ取リ荷車數台ニ積載シ何トニカ投捨セルモノナリ何レモ警察、指揮

S

9600-2

114

S

9600-2

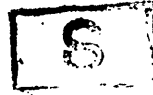
113

I-0941

許行署長ハ自動脚筒ニ乗シ現場ヲ監視セルコトアリ、之、虐殺ノ原因ハ
何モ警察官、宣傳ニシテ當時一警察官、如キハ盛ニ支那人ハ見付ケ
次第殺害スミト宣傳セリ尚ホ水上派出所巡査ニシテ文五尺ニ寸位、色
黒キ人物ハ自己ト交際アル馬進場ニ酷似セル支那人ヲ針金ニテ縛シ自
宅前ヨ通行シ群衆ト共現場ニ連行撲殺セル群衆ノ殺氣ヲカヘル
原因ナレル疑ナキ事實ナリ又當時支那人ノ所有金品約壹萬餘
圓ノ警察署ニ没収セリト云フ

連テ前記ハ片ノ語ル所ニ依ル本人ハ拾ニ三歳ノ頃ヨ主義的研
究ヲナシ來リシ由ニテ現代資本制度ヲ排スル、言辭ヲ漏ラシ前記新
聞記者ニ語リタレ切ハ既ニ辯護士山崎今朝弥ニ面會、上通報
シ置タル由ニ言動過激ノ性アルモ、ト認メ引續キ視察中ニ
付テ申添候

以上



9600-2

115

I-0941

収
復

去
月

秘

十月十三日陸軍、内務大臣、結果部視察
に對する報告書、河上元也、田中ハルキト
内渡獲レリ 出馬

支那人王希天ニ関スル件

支那人王希天ハ九月十日大島町ヲ徘徊中
保井護ノ為ニ電ノ警察署ニ收容シ十二日早朝
習志野ニ送致スル為ニ軍隊ニ交付シタルニ軍隊ハ
取調ノ結果特殊ノ保井護ヲ加ヘサルモ危害ヲ受ケル
虞ナシト認めテ之ヲ放還セリ。

S 9600-2

116

I-0941

極秘

大臣

決官

少輔

書

奉

LY二

LY一

王命天問也
大臣 大島外務省事務長
決定ノ機未

十月廿九日岡田外務省事務長、少洲五細五島
長ヲ来訪シテ王命天問也
外務省事務長 大島外務省事務
件ハ決旨之ヲ隱蔽スル得策ニ可ク思
ル外 事件ハ此ノ重内也
ハ此頃也 事件ニ口取ニ
外務省

S 9600-2 117

(乙) 號用紙

(乙) 號用紙

陸軍省司長ノ五大臣提議ノ上
ヲ定ムル外ナラシ
提議スルト至ガレシ
留ヲ曾シ
ナシ、就テハ外務大臣ノ
キヤトヨシ
省トシテハ

S 9600-2 118

外務省

I-0941

上
三
五
七
九
十一
十三
十五
十七
十九
二十一
二十三
二十五
二十七
二十九
三十一
三十三
三十五
三十七
三十九
四十一
四十三
四十五
四十七
四十九
五十一
五十三
五十五
五十七
五十九
六十一
六十三
六十五
六十七
六十九
七十一
七十三
七十五
七十七
七十九
八十一
八十三
八十五
八十七
八十九
九十一
九十三
九十五
九十七
九十九
一百

(乙) 號用紙

政策上得策トスルモ、右兩件ハ種々ナル
経緯アリテ由政上多程困難ノ用也ト
思ハル、故關係右省ニ於テ之ヲ隱蔽スル事
針ニシテ於テハ外務大臣モ亦強ク之ヲ捕
斂スル意屬ニ非ル可シ、然レ共外務大臣
トシテハ外交上必要ノ理由ヲ以テ之ヲ隱蔽
スル事長ク管困難ナル可シト思フ

外務省

VS 9600-2 119

上
三
五
七
九
十一
十三
十五
十七
十九
二十一
二十三
二十五
二十七
二十九
三十一
三十三
三十五
三十七
三十九
四十一
四十三
四十五
四十七
四十九
五十一
五十三
五十五
五十七
五十九
六十一
六十三
六十五
六十七
六十九
七十一
七十三
七十五
七十七
七十九
八十一
八十三
八十五
八十七
八十九
九十一
九十三
九十五
九十七
九十九
一百

(乙) 號用紙

又、逸ニ角 篤ト大臣ノ意屬ヲ聞キ
免後何事ノ延子ヲ可シト答ヘテ
三十日チ洲島長ヲ右ノ次第ヲ外務大臣ニ
報告シタル上大臣ニ於テハ内務大臣ハ議
ノトニ本件ヲ周議スルニ大臣今議ノ議
ニ付スル異存ナキモ外務大臣トシテハ何事
本件ノ内容ヲ詳細ニ究明逸ニ角本件

外務省

S 9600-2 120

I-0941

121
122
123
124
125
126
127
128
129
130

乙 號 用 紙
二日西七関係局長ハル 諸大臣ハノ説明ヲ
同キ^母見^ル能^ハク^シ見^ル極^メル^上自己ノ意見
ヲ述^レル^トハ^ハカ^レト^シ語^リ
十日日豆細長局長ハ警保局長ヲ往訪シ
右ノ次第ヲ傳達セ^レト^シル^ニ偏^シテ^ハ失^テカ^ル
来部[・]呂^々之^ヲ傳^ヘル^上警保局長
ハ早達^ニ四^ノ諸^ノ大臣^ニ於^テラ^ニ關係^ノ有^ル旨^ヲ議^シ
外 務 省

S 9600-2 121

121
122
123
124
125
126
127
128
129
130

乙 號 用 紙
同ク^ハ極^メテ^ハ配^ス可^クト^モ答^ハ特^ニ者^ナキ^ニ
也^ルニ^ハ其^レ後^ニ事件^ノ事^ヲ警保局長^ニ付^テ
等回報^ナリ^シ上^ニ官^ニ長^ニ長^ニ車^中車^中長^ニ
~~来部[・]呂^々之^ヲ傳^ヘル^上警保局長~~ 豆細長局長^ヲ 前^ニ記^ス根
本^ニ針^ハ定^ム同^キ事^ノ行^ハル^ニ事^ヲ警保局長^ニ
局長^ハ事件^ニ付^テテ^ハ非常^ニ困難^ナキ^ニ
有^ル之^ハ其^レノ^ハ警視廳^内部^ニ在^リテ^ハ外^務省^外
外 務 省

S 9600-2 122

I-0941

七
出
上
下
下

意見(報告)用紙

大島方面の行政的・警察的の調査(報告)用紙

大島方面事件ノ一ハ、鮮人が

先着ツ免ル、守支那服ヲ着用シ共ニ大

民衆、守之ヲ看破トシ、殺傷ヲ加ヘシム

モリヤリトシテ、或程迄長相ツ明ニスルヲ

得策ナリトスルヲ、此ハ内部ノ謀

ヲ纏ルン守、又大島方面居住印人同

ニ、事件ノ真相ヲ言説トシ、其ハ、此ハ言

外務省

S 9600-2 123

七
出
上
下
下

(乙) 號用紙

説ヲ取締ル守、(守支長ハ官制ヲ

廢スリ大島方面ニ警部補一任ヲ派遣シ

其ノ由支那人殺害者ヲ最重ト四罰ス可

キ者ヲ以テ、陽ニ之ガ捜査ヲサスルハ、勢

シテ、其ノ上テ居住在居ル者、青年團不ノ

同ニ、其ノ上テ監視ヲ来シ、何レモ事件ヲ認

スルハ、其ノ上テ監視ヲ来シ、何レモ事件ヲ認

外務省

S 9600-2 124

I-0941

款果了らるるに如しに附言也(傳文 此際
 新聞紙其の言傳取傳因難ノ可傳也
 其ノ言傳は是 此際各連ノ手帳ヲ市ノ
 必要見故何レ西言中ニテ針出是方
 内務大臣ニ於テ何カ措置見取致ト可
 下付ハキ
 七日閣議散会後内務大臣ヨリ事件存キ

(乙 號用紙)

外務省

S 9600-2 125

相談せしむる外務司長、陸軍各大臣ノ
 會合ヲおノ、四大臣唱首提議平 傳
 総理大臣モ参加シテ事件ヲ議スル
 が結局存件ニ諸般ノ關係上撤廢的ニ
 隱蔽スル外下付決定シ其ノ実行ナキ
 之ヲ警備會議ノ議ニ付スルコトナリ
 又、際外務大臣ヨリ(案)事件

(乙 號用紙)

外務省

S 9600-2 126

I-0941

十二

新編及信稿
其の例シモ多
皆あれども多
テ王内也ニ解
ト述ルルニ
下述ルルニ

十三



(乙 號用紙)

如く内務大臣の名遣 五大臣會議ヲ召集
 及ニ是レハ七日朝刊 讀賣新聞ノ本件
 ニ關スル 華譯ニカサリト思ハレ
 全日午後五時ヨリ 駐米局長ノ召集ニ依リ
 駐米局長會議ヲ 内務大臣官邸ニ開キ
 駐米局長ヨリ 當日大臣會議ノ決定方
 針ヲ一同ニ 説明シテ後 總長意見ノ交換

外務省

S

9600-2

128

(乙 號用紙)

之ヲ陰謀スルト云ヘ。又其ノ事相ヲ先表スル
 ト云ヘ。外務省上通 駐米局長ヨリ 駐米局長
 ナルニ 結ぶ之ヲ 陰謀云ト云ヘ。其ノ事
 支那人ノ 疑心ヲ 拒キ 排日運動ノ 因ヲナス
 ニ至ルヤモ 知レシ (不承) 此ノ上 確立ニ決シ
 ナレ 駐米局長ヨリ 申述スル (暫ク 拒否)
 今ニテハ 王命ヲ 仰キ 知レシ 尚カ 叙上ノ
 外務省

外務省

S

9600-2

127

I-0941

三

外

務

省

外

務

省

外

務

省

(乙 號用紙)

ヲテ、其ノ主トシテ要三

ハ、其ノ信トシテ長ク、其ノ後三節一紙ノ趣トシ

テ、其ノ意トシテ内閣書記官長ニ於テ

國家利益ノ爲メ、本件隱蔽ノ由ヲ得

ル、其ノ旨ヲ説明シ、其ノ詳解ヲおん、

ナリト報告トシ、其ノ少許情報トシテ

右ノ如ク、其ノ主義上、是事多ク之

外務省

9600-2

129

三

外

務

省

外

務

省

外

務

省

(乙 號用紙)

諒解ヲおん、其ノ困難トシテ、此ノ上

電キ、其ノ要トシテ、同一注意ヲ與セ

ニ、其ノ相長ク、隱蔽トシテ、事實ニ根

トスルモノヤ、存又調査ヲ遂ク見モ、其ノ相判

明セ、其ノ前トシテ、其ノ意向トシテ、陸軍省

則チ、其ノ條々トシテ、意見トシテ、結句調査ノ結果

其ノ相判明セ、其ノ意向トシテ、其ノ意向トシテ

外務省

9600-2

130

I-0941

五
五
五
五
五
五
五
五
五
五

方お現局長より将来現狀目撃多ノ
謹言、是地ノ事情ニ依り 事件ノ相
判明スニトシテハ 飽上 加害方付、
世況如何ソ以テ 押通入 覺悟ヲ要スト 思
己方此上如何ト 同見ニ 對シ 在ニ 地
議ニ 讓シ 可トシテ 辯論ニ 終局
多數ハ 事件 吾氣 命ニ 行ノ 二 致

外務省

(乙 號用紙)

S 9600-2 131

五
五
五
五
五
五
五
五
五
五

(三) 警視總監ニ 頓ニ 沈痛ニ 終局ヲ 以テ
事件ハ 左官ノ 未分 際今 此 重大 切事
ナリ、 事件ニ 事實^{實在}存在ノ 事件 ナレバ 之
陰蔽ニ 右ニ 或ニ 毒同 言 福又ハ 集
会ノ 取締ヲ 夫ニ 命ヤラセ 中 實ニ 於テ
或種ノ クラテター^{ヲ 行フ} 義
誠ニ 心 苦シク 治 第ナリ、 又 事件ニ 申

外務省

S 9600-2 132

I-0941

議令ノ内モトシテ可キ上 只際ニハ 秘案
 今議ヲおメ得可キモ 尤モ 其 筆 則 予ノ
 右派領袖ノ 諒解ヲおメ 聖ノ 必要ナリ
 ナレバ 予件 隱蔽 又ハ 捕斂 何レハ 國家ノ
 有得策ナルカハ 自カトシテハ 確信無之
 政府ニ於テ 隱蔽ト決定スル上ハ 勿論
 此方針ヲ 伴シ 日取 美ノ 如カク 予件 可キモ

外務省

(乙 號用紙)

S 9600-2 133

自カノ 苦衷ハ 諸君ニ於テ 是方 推知スル
 至レト 執心 誤道也
 會議 終 始 迄 予 事件 調査ノ 中
 支那ノ 民間有志者 又ハ 政府 委員 等 諸君
 スルヤ 報 道 上 知 之 様 然レモ 存 在
 外務省ノ 意見 兼 知シ 至レト 申 込 バ 勿レ 故
 支那 局長ハ 支那 政府 委員 未 存 在 未 知

外務省

(乙 號用紙)

S 9600-2 134

I-0941

元

利明セシ、要スルニ右ハ被ホキ来着ノ上、次
 定スルカキルン可キモ、大伴ノ方針トシテ、
 之ヲ懇屈シ、支障無キ程カノ便利
 ヲ得ク、被ホキシテ、休官意カ被ホキノ調査
 ヲ阻ニシテ、予トノ感想ヲ得ル可キト
 申要アリト、世バ一同之ニ合意セシ
 決ニ新用取締ノ困難ニ付、警視總監

乙 兼用紙

S 9600-2 135

元

大警保局長ヨリ、答ニ、説明シ、大警保局長
 長ニ於テ、通カノ被ホキニ主トシ、新用代表
 者ヲ相致シ、大島ノ事件調査ハ、口腹
 密調査ヲ通シ、いんモ、信与、奉定、利明
 セシ、就テハ、奉定、明カニ、拘束、之ヲ、端、終
 檢測シテ、新用、根ノ、記、奉、ヲ、場、終、ス、ン、
 於テハ、最、重、取、締、リ、シ、去、可、キ、ル、ヲ、告、ケ、

乙 兼用紙

S 9600-2 136

I-0941

三

以下暗に免責禁止に、高クホリノカサハ致
果ル可ト下 認ル

尚ホ^{野田}野田取締ノ要上亦最極度ノ

延期如何ト申述ハスモ同意者ナク号

(書トナシ) (終)

十月廿二日 外務省

外務省

(乙 裁用紙)

S 9600-2 137

I-0941

極秘

大正十二年十月二十一日

刑事部捜査課

巡査部長 杉本 政

治

大正十二年十月二十一日

極秘

大臣

捜査課長

警視小泉 惣之助 殿

支鮮人殺傷事件捜査復命書

支鮮人殺傷事件捜査復命

這般、震災當時府下大島町方面に於て支鮮人が殺害サレタリトシテ
風説ニ就キ捜査ヲ遂ケルニ左記ノ通りニ候之候也

左記

一風説、根據ヲ探知スルニ

府下大島町八丁目百四拾六番地
電氣モーター販賣業

木 戸 四 郎

當二十七年

ナリコト判明ニ數日前同人ニ會見上其、真偽ヲ窺フニ莞爾トシテ
物語リタル内容ニヨレバ

一、本橋ハ九月一日、地震ヲ曰本橋ノ出先テ土藏ガ崩レタテ頭ヲ負
傷シテ平民病院ニ駐ケ付ケタ處ガ同院モ倒潰シテ居タテ新橋ノ
實費診療所ニ行テ九針ニ縫合ノ上手當ヲ受テテ帰宅シタガ其後附
近、吉川醫師ノ治療ヲ受テ二週間計リテ全治シタガ未ダ此通リ愈
跡ガマルト取部ヨ示シナガラ新橋ノ譯ヲ僕ハ青年團ニモ加入セズ家ノ内
テホテ居タテ度三日ノ正午頃カラ外ガ騒ガキクナツテ來テ始マツタノテ

S

9600-2 139

S

9600-2 138

I-0941

一、夫レハ兵隊が三名斗リテ四五人ノ支那人ヲ朝鮮人ヲ連レテ來テ裏ノ方ノ空地ヲ殺ロシタカ動機ヲ土地ノ青年團々避難民ガ騒ギ出シ大島町ノ七丁目及二三丁目方面ニ住ンテ居タ支那人ヲ連レ出シテ日本刀ヲ鎗棍棒ナリヲ撲リ殺ロシタガ三四時頃ハ一番盛ンテ六七時頃迄ヲ遣付ケタノテ其ノ数が二百七拾人モ在リ實ニ恐ロシイ事ヲスルモナク

一、僕ハ尾港事件ノ翌年陸軍省ノ産デセ月間位行テ居タガ其ノ當時尾港ノ慘虐事件ヲ聞タガ今回ノコトハ夫レ以上ノ思タ異境ノ國テ慘害ヲ受ケルハ實ニ悲惨ナモノダト痛感シタ

夫レカラナンテモ五、橋附近ニ絶戸署ノ高等係ガ支那人ヲ見出シタラ皆遣付ケテ仕舞ヘト盛ニ宣傳シテ歩ヒタト云フコトヲ五、橋ノ先ニ是ル藥店ノ朝岡ト云フ者が吐シタガ實ニケシカラント在ルト思タ其ノ朝岡ト云フ人モイロク、

S 9600-2 140

事ヲ知テ居ルラシイデス

一、夫レカラ此ノ先ニ住ンテ居タ京城生ノ鮮人ヲ依田行雄ト云フ年令三十五六オテ日本ノ女ヲ妻トシテ子供モ一人アリテモ一十年以上モ日本ニ居住シテ居ルト云フ者ヲ地主ノ大須賀ト云フ者が青年團ニ知ラシタタメ午後四時頃土地ノ自警團ノ連中が押寄セテ行テ本人ヲ取押シ繩ヲ縛テ外ニ引出シタ處が往來テ出テ出シタ爲竹鎗其他ヲ打タレタヲ回撃シタ妻ガ駈ケ付ケテ主人ヲ殺スナラ私モ一緒ニ殺ロシテ呉レト子供ヲ連レテ駈キ出シタノテ青年團ノ連中が貴様ハ日本人ノ癖ニ朝鮮人ノ妻ニナルトハ不都合ガ遣付ケテ仕舞フト押倒シタガ二人共モ殺ロサレテ仕舞タラシイガ子供ハ警察署ニ保護カレタラシイト云フトハ後か聞タガ其ノ現場ヲ回撃シテ居タガ余リ慘酷ナノテ途中カラ歸テ來マシタヨ

一、夫レカラ此ノ先ニ以上署ノ兇張所ニ居ル此查ガ一人ノシマツ一枚ノ男ヲ縛テ私

S 9600-2 141

I-0941

家前ヨ連レテ行ク處ヨ見マシタガ其レカ私ノ知リテ居ル中華民國労働協會ノ幹事ヨシテ居ル高 新島トシヨ男ニ酷似シテ居タト思ヒ高 新島モ遣ラレタナト思テ居マシタガ後テ聞ク處ガ無事ヲ帰國シタト云フコトデス

一又レテ殺ロサレタ人々所持金ヲ青キ帽子ヲ冠タ平井町方面ノ青年團ガ二人ヲ袋中へ入レテ居ルヲ見マシタガ衆人監視ノ處ヲ集メタノテスカラマサカ着服シタ譯テモ在リマスマイ警察署ヘテモ届ケタコト、思ハレマス

其ノ青年連ハ富士紡績會社附近ノ者ガト云フ事アリマス
一又レテ死体ハ二日間斗リ放棄シテ在リマシタガ田中ト云フ大島町ノ仕事師何人ガ命ヲ受ケテ夜中ヨリ現場ヲ燒キ始メ翌日午前土時頃迄テ燒テ居タ様子デス私ノ家ハ始メ風上テシタカラ判リマセンテシタガ風ハ此風ニ変テカラ臭氣ガ致シテ來マシタ夫レテ燒却シタ跡ヲ運搬シタ形跡ハ在リマセンカ何シロ石油、火灰ニテ

為獨リテ消散シテは舞々トコト思ハレマス

一又カラ二三日経テカラ其燒却シタ場所地盤ヲ削テ他ノ破ヲ持テ來テ埋メ

立テ其土ハ荷馬車ニ二台私ノ家前ヲ搬テ行ク處ヲ見マシタ

一又レカラ現場ニ孕ミ女ガ一人殺ロサレテ居リマシタヨ傍ニ子供ガ死ンテ居リマシ

タガ支那人ニハ一人モ女ガ居ナイト云フ事ヲシタカラ之レハ朝鮮人カモ知レマセン

一又レカラ加害者ト認ムル者ハ土地ノ青年團ニ在リマシヨガ平井町ノ方面カラ

來タ者ガ多数タツト思ヒマス其ノ連中ノ内テ私ヨ止タ者ヲ失テテ憲

兵隊ニ引致サレテ取調ヲ受ケタガ白白シナイテ毆ラレテ放免サレタト云フ

コトデス

一而シテ此事件ニ就テハ始メ先行當時ハ私眼ニハ軍隊モ警察官モ一人モ目

撃ケマセンテシタカラ最初ハ官憲側ガ關係シテ居ナイト云フコトヲ斷言シマス

カ後片付ナシハ無論警察ヲ指揮シタ事ト想像シマス

S 9600-2 143

S 9600-2 142

I-0941

一私ハ此ノ事件ハ人道上ノ敵タカラ大イニ道テ見ヨリカト思タコトモ在リマスガ
家ニハ妻ニ小供ノ三人モアリ母ノ親モ吾ルコトラスカラ斯様ナコトニ關係シテハ
自分ノ仕事が出来マセヌ

大要如上ノ事實ヲ聴キ小職ハ之レニ對シテハ捜査資料トナルベキ事實
ヲ確證セント欲シ

一問貴方ハ中々事情が詳シイ様テスガ私ハ今迄テ何様ノ事實ヲ耳ニシ
マセンテシタガ貴方ノ話ガ事實トスレバ大イニ捜査ヲ進行シテ見タイト
思ヒマスガ最初軍人が三名テ連レテ來タノが動機タトテ事情テスガ支
レハ何隊ノ何兵テシタカ御承知ハアリマセンカ貴方ハ軍隊ノ方ハ如何
デスカ

ホウ 僕ハ輜重輸卒デ仙台テ入營シタ軍人ノ端ヲ以シテ遣リマシタ支
レテ初メ軍人が連レテ來タトテフコトヲ私ガ回撃シタ譯テハアリマセヌ近

斯ノ人々ノ噂テシタ

一問 支レテハ警察官ガ宣傳シテ埃イタトテフコトハ事實テスカホ
ホウ イヤ夫レハ僕ガ聞タ譯テハアリマセンガ朝岡君ノ話テシタ

一問 依田トテ朝鮮人が殺ロシタ時ニ貴方ハ確カニ見マシタカ確カニ見タトス
レバ其ノ加害者ノ人相風貌及ビ兇器等ガ判テ居リマセンカ

ホウ 支レテ判テ居リマセンガ兇器ハ大概カヤ鎗棍棒日本刀トテフモノテ土地ノ
青年團ガト思ヒマスガ何處ノ誰カハ判リマセヌ

一問 水上署ノ巡查ハ今テモ貴方ハ判テ居リマスカ
ホウ 支レテ時々此前ヨ通ル人テス私斗リテナク妻モ附近ノ者モ知テ居ル筈デス

一問 二百七拾名トテテ教ハトシテ判リマシタカ
ホウ 支レテ命付ケル時勘定シタモノテシヨ人ノ風説デス

一問 田中トテテ仕事解ハ何處ノ人テスカ

S

9600-2

145

S

9600-2

144

I-0941

ホカ 夫レハ知リマセン之モ人ノ誑ヲスガ大島町ノ者ダト云フ事テス

一 問 跡ヲ付ケル時ニ誰カ役人ハ來テ居ナカッタテスカ

ホカ 夫レハ兎樹ケマセンデシタガ私ノ家ノ前ヨ自動車ヲ行ク警察官ハ在リマシタ

一 問 死体カラ所持金ヲ取り出シタ人物ナルカト貴方ニ引合

セタラハ貴方ハ其レヲ訊ムル自信カ在リマスカ

ホカ 夫レハ判リ兼ねマス

一 問 夫レハ貴方ハ先刻カノ誑ヲ現認シタコトヤ回撃シタコトヤ何處

迄モ立證シテ行クコトが出来マスカ例ハ裁判所ナゾへ行ク場合

デモ

ホカ イマ夫レハ困リマス立證トカ證人トカ云フコトハ甚ダ迷惑テス僕モ御承

知ノ通リ澤山ノ家族ヲ抱テ働イテ居ル境況ヲスカラ夫レハ困リマ

マス平澤計七君ハ僕ノ知人ナスカラ彼ノ為メニハ随分遣テヤリマシタ

他ハ雜談ニテ辞去ス

夫レヨリ龜ヤ五ノ橋附近ノ朝岡藥店ヲ訪問シ主人朝岡金太郎ニ面會シ龜

ヤ署高等係ノ宣傳狀況共他事情ヲ訊タルニ對シ

一 朝岡曰ク夫レハ大變ノ間違ヒテ四五日以前ニ今ハ大島町ニ移轉シテ居ルホカ

四郎ト云フ者ヲ來訪シ私ニ云フニ自今ハ布施辰次ニ頼マレテ調査シテ居ルガ

君ノ家作ニ居住シタ居タ向新昌ハ殺ロサレタト思フガ君ハ知テ居ルカトノ

問ニテシタカラ私ハ向新昌ハ殺ロサレナイ當時ハ龜ヤ署ニ保護サレ其供

和ノ慰テ禮ヲ來タカラ殺ロサレナイト答ヘテ遣リマシタ

一 其時ニ震災當時龜ヤ署高等係ガ五橋ノ例ヲ刑服ニ査ト一統ニ大島ノカ

面カラ青年團ナツカ連テ來ル人々ヲ誑テ居リマシタカラ彼レハ宣傳スル様

ナモノト當時感シタコトヲ誑ノ序ニ謂タ夫ノコトテス

S 9600-2 147

S 9600-2 146

I-0941

以上事實ヨリ本件四部ナル者、陳述ニ不審ヲ抱キ不來大島町ニ法ニ一般知ニ
捜査開始シタルが何等端緒ヲ得ズ因テ再々本件ニ會見シ真偽ヲ追窮シ
タル事實實左ニ

一 問本件私君、提供シタ材料ニ依テ種々捜査ヨシテ見タガ君ノ誥ト大分違
テ居ル点カアル夫レハ朝岡ニ逢タガ全然違テ居ルシ又朝鮮人依田ノコトモ
妻子ハ今砂村ニ居ルカ依田當時大島町ニ住ンテ居タノテハナク本年五六月
頃夫婦別レテシテ依田北海道ニ行キ妻ハ附近ニ工場ニ通テ居タガ依
田が妻ノ處ニ金ヲ送ラマツテ事ヲ附近ニ居ル此查ニ説論方ヲ申出テタ
コトカアツテ大島町ニ實際ハ住ンテ居ヤカッタガ震災當日トカ翌日トカ依
田が歸テ來タノヲ現タモガアルト云フ女ケテ果シテ殺ハサレタカトカハ判
ラナイ支レテ行雄ト云フ名前ハ男子ノ子供ノ名前テ附近テ子供カ行
雄サンクト呼ンテ居タト云フコトアル

S 9600-2 148

一 新様+譚ヲ君、誥ハ少シモ信甲カ出來ナクナツテ來タガ實際先達ノ君、誥ハ
何處ニ自撃談テ何處迄テガ人ノ噂ヤ風説テアルカ君、妻君、誥ニヨルト
君ハ二三度斗リ自轉車テ現場方ニ行タト云フ事ヲ其間ハ家ニ居テ頭ノ負
傷ノ為ニ休ンテ居タト云フシ現ニ水上署、巡查カ三時頃家ノ前ヲ通ル時ニモ
家ニ居タト云フコトカラ實際ハ現場ノ模様ハ視テ譯テナケ人ノ誥ヲ聞タ
女テハナイテスカ實際ハ様ノ兇行カ演シラレタモノテスカ若シ貴殿、誥
フコトガ事實實トスレバ何處迄テモ立證シテ行ク勇氣ガアリマスカ
ハヤ又レハ再三謂フ通リ證人ナゾト云フコトハ甚ク困ル而シ僕カ自撃手シタト云
フコトモ或ハ相違ノコトカアルカモ知レマセマ
一 夫レハ新様+コトテ度々引合ニ出サレテハ家業ニ支障ヲ來タスコトテスカ
誠ニ迷惑ヲ樹ケテ濟マセンガ取消シテ貰ヒタイモノダ
小蔵イヤ支レテ唯カ取消スト云々處テ私シモ上司ニ報告シテ在ル關係カラ取

S 9600-2 149

I-0941

消テハ済マン譯タガ君ガ飽迄ハ突張テ遣ルト云フコトナレハ僕モ尚進テ捜
査ニ着手スルガ如何

一、^{ホカ}何シロ僕ハ當時負傷シテ休ニテ居タハ事實タカラ當時ノ流言蜚
語ハ誤傳シタカモ知レマセマ

一、^{小職}左様ノコトナレハ僕モ己ヨリ得ガ捜査ヲ打切ラナケレハナラマカ而シ
木戸君吾々刑事係ハ仕事ハ互ニ競争タカラ若シ僕ガ此事件ヲ打切テ
仕舞タ後亦何人カ君ガ話シタ為ニ其ノ話ガ吾々同僚ノ耳ニ這入タ場
合ニ僕ハ面回ヲ失墜シテ仕舞フ譯ガ

一、^{ホカ}イヤ丈レハ大丈夫テス僕ハ將來此ノ事件ニ就テハ決シテ口ヲ閉カマ言問
シテ來タ者ガ在テモ門前構ヲ喰ハシテ遣ル積リガ

一、^{小職}左様ナスカ夫レレハ結構タカ而シ君ハ今日迄ニ種々ノ人ニ此ノ話ヲシテ居
リハシナイカ朝岡ノ処ヘ行タ時ニ布施辯護士カラ頼マレテ調査シテ居ルト

右ノ事ヲ話シタノ一ダカ如何

一、^{ホカ}イヤソレハ嘘テス布施辯護士ニ話シタコトハ無イガ平澤ノ事件テ山崎
今朝辨護士ニ逢タ時話シタ事ガアル其他ニ讀賣新聞カノ伊東
トキ子ノ記者ニ話シタコトガ在リマス

一、^{小職}丈レレハ私モ不体裁ナカラ此事件ハ捜査ヲ打切ルガ君モ私ノ顔ヲ
潰サン様ニシテ呉レ給ハト辞去ス

以上ノ事實ニシテ最初探知セシ事實ハ所謂流言蜚語ノ誤傳ニ
基キシモノト思料セラレ候條此致及報告候也

S 9600-2 151

S 9600-2 150

I-0941

恒世

恒世

王帝之幸年之國之覺者作

成作

王帝之幸年ハ漸ク世向ノ用也ト事来リ

幸年ノ國之幸也政世從來ノ覺表

ノ事ハ為事者之明白也覺者

ハ事者之明白也調查年者王正也

(乙號用紙)

S 9600-2 152

外務省

(乙號用紙)

一行也、来朝之覺者更ニ詳細ノ

覺者也、要リ

修ノ月辛日對帝今淋ニ於リ覺者

与長ク竹高者(東)ノ通リ、文也

提方リ、續々、証議ヲ遂リ見ニ決定ニ

至之、結白也、若者今ヲシテ、文也アリ

修成也、見下ナリ

外務省

S 9600-2 153

*上月七日在東京
和代、覺者、
修、修、修、
修、修、修、

I-0941

S

9600-2 155

時局甚重、西、東、南、北、各、方、均、有、事、變、之、虞、
外務省、
之、可、以、
（送、
）

乙 號 用 紙

S

9600-2 154

三月三日、
午後二時、
（之、
）
（送、
）

乙 號 用 紙

I-0941

大尉ハ兼テ王ト面談アリシモ尚念ノ爲メ一
應會談スルニ教育モアリ日本語ヲモ解
シ特ニ習志野ニ送致シテ保護ヲ加フルノ
必要ヲ認メズ本人モ亦早稲田ナル其寓
居ニ帰還シ候旨希望シタルヲ以テ即
時帰還セシメタリ然ルニ其後行衛不明ト
ナレル趣ナルヲ以テ警察當局ニ於テ各村縣
ニ手配シ捜査セルモ尚発見スルニ至ラス引

備考

續捜査中

S

9600-2

159

S

9600-2

158

I-0941

84

9

幸島出帆
右の如く報告書に於て、特長を述べた。

幸島出帆の経緯地誌

一幸島出帆の九月十日午後六時三十分、電報
事後の隣、駐屯先島兵隊より幸島天
り進行し、電報警察署に保護され、依
頼をとり、右の幸島港の調査（全調査型
領、幸島天、九月九日幸島町、幸島会事
務所、幸島、一旦外島に於て、正午頃、幸島務所

外務省

S 9600-2 160

乙 號用紙

二帰還し、更に幸島町に於て、全日午後四時頃
三、幸島、幸島と隣、幸島兵隊に於て、幸島
十日、刻に、幸島町人、幸島に、幸島町
幸島町署に進行され、十日午後、幸島町人
ハ習志野に送られ、幸島に、幸島町人
トモ、幸島町に、幸島町に、幸島町に、幸島町
幸島町に、幸島町に、幸島町に、幸島町に、幸島町

外務省

S 9600-2 161

I-0941

162
163

(乙 號用紙)

田中三三 王命書ハ九月廿七島町ヲ排個
 中保護ノ旨電戶警務署ニ收容シテ
 見リ以テ 幸無冒取ハ右如キニ改作ス
 ノ要アリシ
 二幸無中段ハ其ノ所長佐々木大尉ハ呈表ニ
 九月廿八日 王命書ノ訪問ヲ受ケテシテ見
 王が九月九日午前ハ時中區巳鶴巻町ニ三三ノ高

外務省

S 9600-2 162

(乙 號用紙)

后ヲ以テ七塚一三三ノ子ノ自持ス
 七島ノニ也ナシ 幸無 (王命書調査)
 幸無ノ幸無ナキモノ、如クナルハ、白王命
 天ノ命書大尉末節ハ其ノ幸無ニ於テ
 ナルハ不可ナキモ 若シ 幸無ナシニ於テハ 幸無
 化ノ皮ガ現ル可シ
 三 幸無ニ於テハ 幸無ニ於テハ 幸無ニ於テハ

外務省

S 9600-2 163

I-0941

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

宇島唯鴻編

上ノ明ニモツモ、甲午陸相ハ命題造一行
 并レ其ノ地ニソ即言セヨム、同キ友ガ知ル
 上ノ左ノ面地理懸察ノト都合ヨク一也
 上ノ右定シ置カカレバ同誤付クア人可シ
 只、此方ハ撤取撤尾 王帝スノ物也
 以テ保護ム、ト主辰シ共ニモ王北漢ノ
 洞者ニ依レハ支那ノ節節者同致者ナク

外務省

(乙 號用紙)

S 9600-2 164

九月五日午前三時制服ソ着シカアキニ持タスノ
 兵士ガ麻洞ガ五ヲ細テ見タ、其時王
 ハ非常ニ驚シカアア兵士ニ向シテ後ヲ号シ
 上ノ兵士ガ聽ク外、何カシ何カシ
 何カシシラシマツタト云セシ兵士ニテ保護ノ
 命題ハ主カ見可シ(終)

外務省

(乙 號用紙)

S 9600-2 165

I-0941

(1) 九月九日軍部
ニ於テ保護シ全夜宿泊
セシメ十日放還セリ

(2) 支那留志野救護所
ニ送致シテ保護
ノ完全ノ期ヲ可ク
十日午後九時後
務所ニ駐屯シ陸軍
支那人救護所ニ引
テトシテ當日ニ送
テテ

依リテ送還シ玉ル
羽志野ニ於テ
アリシガ、傷ヲ所長
依リテ不射ナリ
救護ニ申出ルル
人ニテ最モ此ノ事
致シ、モリテ
送還セリ

得テ向テ送還
テ保護ノ期
羽志野ニ於テ
送還セリ

乙号

中華僑日共濟會長吉林學生王希天ハ九月十日東京市外大島町ヲ往

御中龜戸警察署ニ於テ萬一ノ危険ヲ慮リ一時同署ニ收容保護ヲ加

タル軍隊ニ引繼タルニ同軍隊係員ハ王カ一見普勤労働者ト舉措ヲ

異ニスル點アルヲ發見シ爲念取調ヘタルニ相當ノ教育アルモノニ

シテ又日本語ニモ熟達シ居リ習志野ニ送致スルノ必要ナシト認メ

タル折柄同人モ亦其ノ寓所タル早稻田ニ歸還シ度シト申述ヘタル

ヲ以テ同係員ニ於テ直ニ其ノ希望ヲ容レ之ヲ放還セリ然ルニ其後

同人ハ其ノ寓所ニ歸還セサル趣ニ付帝國官憲ニ於テ圖下極力其行

術捜査中ナリ

貴國學生韓潤初、沈誦墳、陳傳ニ舉行ヲ加ヘタルモノハ東京市本

此ノ高の所ニ於テ、三日早朝、テテ玉ル由ニテ送還セリ

(2) 羽志野ノ所ニ於テ、三日早朝、テテ玉ル由ニテ送還セリ

(1) 此ノ高の所ニ於テ、三日早朝、テテ玉ル由ニテ送還セリ

送還セリ

送還セリ

送還セリ

送還セリ

S

9600-2

166

I-0941

西子

10

秘

中華僑日共濟會長王希天八月十日東京市外大嶋町ヲ徘徊中亀戸警察署ニ於テ萬一、危険ヲ慮リ一時同署ニ收容保護ヲ加ヘ之ヨリ先九月九日軍部ニ於テ保護シ翌十日放還セルコトアリ尚習志野救護所ニ送致シテ保護ノ完全ヲ期スヘク十^日稅務署ニ駐屯セル陸軍支那人救護所ニ引渡サハトシタルモ^州輸送ノ都合上^日當日ハ其ノ運ヒ至ラス已ムヲ得ス再ヒ亀戸署ニ保護ヲ加ヘ同夜ハ亀戸署ニ宿泊セシメタリ^州輸送ノ都合ニツキ王ト同行セル九人、支那人ヲ擧ケテ何故ニ王ノミヲ殘シタルカ

ト質問アリタル場合ハ他ノ九人ハ送致セルモ王ハ習志野^係佐木大尉^係コトヲ欲セザリシ為メ當時ハ^係長モ不在ニテ決定的ノ処置ヲ為スコト能ハス已ムヲ得ス再ヒ亀戸署ニテ保護ヲ加ヘタリト答フルコト^日十二日早朝習志野救護所ニ送致スル為メ同方面警備ノ任ニ當リ居タル軍隊ニ引継タルニ同軍隊係員^佐木大尉ハ王カ一見普通労働者ト擧措ヲ異ニスル點アルヲ發見シ為念取調タルニ相當ノ教育アルモノニシテ又日本語ニ熟達シ居リ習志野ニ送致スルノ必要ナシト認メタル折柄同入モ亦其ノ寓所タル早

S 9600-2 168

S 9600-2 167

I-0941

稻田ニ歸還シ度シト申述ハタルヲ以テ同係
負ニ於テ直ニ其ノ希望ヲ容レ一救護所ニ
於テ之ヲ放還セリ(後ニ調査スレハ王ハモスリ
ン會社ノ方向ニ向テ立去リタルモノノ如シ)
然ルニ其ノ後同人ハ其ノ寓所ニ歸還セサ
ルニ趣ニ付帝國官憲ニ於テ目下極力其ノ行
衛搜查中ナリ

一、内先方、質問アル時ハ其要領ヲ答フル
事更ニ押エテ質問アルキハ、
ニ依リテ答フ。 山、順序
一、佐々木大尉于二月ニ至リハ、
ト會見セル事ト云

S 9600-2 169

I-0941

丙子

五月三日
印務局長

印務局長

極秘

大臣

大官

中華僑日共濟會長王希天ハ九月十日東京市外大島町ヲ徘徊中亀戸警察署ニ於テ萬一ノ危険ヲ慮リ一時同署ニ收容保護ヲ加ヘ

《之ヨリ先月九日憲兵ニテ保護シ翌十日放還セルコトアリ》尚

習志野救護所ニ送致シテ保護ノ完全ヲ期スヘク十

一日亀戸稅務署ニ駐屯セル陸軍支隊人救護輸送係

員ニ引渡サントシタルモ輸送ノ都合上當日ハ其運ニ至

ラス已ムヲ得ス再ヒ亀戸署ニ保護ヲ加ヘ同夜ハ亀

丙子

戸署ニ宿泊セシメタリ》《輸送ノ都合ニツキ王ト同行セル九

人ノ支那人ヲ擧ケテ何故ニ王ノミヲ殘シタルカト質問アリタル場

合ハ他ノ九人ハ送致セルモ王ハ習志野ニ行クコトヲ欲セサリシ為メ

當時ハ係主任佐々木大尉不在ニテ決定的ノ處置ヲ為ス能ハス

已ムヲ得ス再ヒ亀戸署ニテ保護ヲ加ヘタリト答フルコト

二日早朝習志野救護所ニ送致スル為メ同方

面警備ノ任ニ當リ居タル軍隊ニ引継タルニ同軍

隊係員(主任佐々木大尉)ハ王カ一見普通勞働

S 9600-2 171

S 9600-2 170

I-0941

者ト舉措ヲ異ニスル點アル發見ニ爲念
 取調タルニ相當ノ教育アルモノニシテ又日
 本語ニモ熟達ニ居リ習志野ニ送致スルノ
 必要ナレト認メタル折柄同人モ亦其ノ寓
 所タル早稲田ニ歸還ニ度シト申述ヘタ
 ルヲ以テ同係員ニ於テ直ニ其ノ希望ヲ
 容シ(救護輸送係所ニ於テ之ヲ放還セリ)後ニ
 調査スレハ五モスリン會社ノ方編ニ向テ立去リタルモノ、如シ

S 9600-2 172

然ルニ其後同人ハ其寓所ニ歸還セサル趣ニ
 付帝國官憲ニ於テ目下極力其行衛搜查申
 ナリ。

備考

(一)ハ先方ノ質問ヲ俟タス直ニ答フルコト先方ノ質問アル
 トキハ (二)ノ要領ニヨリテ答テ。

注意

佐々木大尉ハ二十日以前ニハ五ト會見セシコトナキモトス。
 申令事項
 一事外交ニ関スル故ヲ以テ責任者ニアラスニ全
 然答辯セサル事(責任者ハ仮ニ警視總監前戒

S 9600-2 173

I-0941

嚴司令部參謀長トシ亞細亞局長参加スルモト密
一、各省大臣ハ十月八日付外務省回答ノ範圍内ニ於テ
答辯スルコト。
一、覺書ヲ提出セサルヘカラサル場合ハ外務省ヨリ
之ヲ為シ他者一切交付セサルコト。

S

9600-2

174

I-0941

十一月八日附外務大臣回答寫。

中華僑日共濟會長吉林學生王希天八九月
十日東京市外大島町ニ徘徊中亀戸警察
署ニ於テ萬一ノ危険ヲ慮リ一時同署ニ收容保
護ヲ加ヘ十二日早朝習志野救護所ニ送致スル為
同方面警備ノ任ニ當リ居タル軍隊ニ引繼タル
ニ同軍隊係負ハ五カ一見普通勞働者ト擧
擧ヲ異ニスル點アルヲ發見シ為念取調ヘタル

ニ相當ノ教育アルモノニシテ又日本語ニモ熟達
シ居リ習志野ニ送致スルノ必要ナシト認め
タル折柄同人モ亦寓所「タル早稻田」ニ歸還
シ度シト申述ヘタルヲ以テ同係負ニ於テ直ニ
其希望ヲ容レ之ヲ放還セリ然ルニ其後
同人ハ其寓所ニ歸還セサル趣ニ付帝國官
憲ニ於テ目下柳才其行衛極力捜査中。

S

9600-2

176

S

9600-2

175

I-0941

(乙 随 用 紙)

阿部少将ノ在席ニ相致シ、主要モノ通シ
詰ル

王市事案件ニ付キテハ、最モ調査ノ結果

九日付ノ電ニ付テ、警備隊司

全部ニ送致シ来リタル故ニ、暫ク取調、上ニ送致

テ、之ヲ電ニ付テ、^{送致}送致スル上ニ、^{送致}送致スル上ニ、

ニ付、更ニ在席ノ事、^{送致}送致スル上ニ、^{送致}送致スル上ニ、

外務省

S 9600-2 181

(乙 随 用 紙)

代官等ノ在席ニ付、^{送致}送致スル上ニ、^{送致}送致スル上ニ、

之キタル以テ、^{送致}送致スル上ニ、^{送致}送致スル上ニ、

俾後ニ送致シ来リタル以テ、^{送致}送致スル上ニ、^{送致}送致スル上ニ、

ニ付、在席ノ事、^{送致}送致スル上ニ、^{送致}送致スル上ニ、

ハ相者ノ教育モ、^{送致}送致スル上ニ、^{送致}送致スル上ニ、

所、之ヲ^{送致}送致スル上ニ、^{送致}送致スル上ニ、

及、^{送致}送致スル上ニ、^{送致}送致スル上ニ、

外務省

S 9600-2 182

I-0941

(乙 號用紙)

ト認ナラシメテノ事ニ於テモ仰リニ
具ノ富兵ニ帰ラシメトテ希望シタリ
以テ全勢申後佐々木大尉之ヲ返還
セリ、此レニ至ルニ電報道ニ沿ヒお移リ方
向ニ向ヒ立テ去リ、為ル所希望シレバ
佐々木ヲシテ親ク説明セシムモ可ナリ
且レ一行ノ儀ホニ向テスルヲ要おもセカリキ

外務省

S 9600-2 183

(乙 號用紙)

一日西初一行ハ警視街迄ガ自ラ佐々木ノ在
リ北シテテ文シム故ニ其ノ説明ヲ諒トシ、陸
軍側ニ疑念ヲ持テ兵士多ク如クシテ結果
ニ陸軍大臣ヨリ書留作事被テ希テ
返還ノ地ルヲ詳細説明シムノミナラズ
佐々木自ラ説明セシムモ可ナリ
シム故一行ハ佐々木ノ終極ニシテ

外務省

S 9600-2 184

I-0941

(乙 號用紙)

ニ於テモ、**世命**ノ御尊ノ年ニ樹
リテ、仰愛ノ得見多、如シ、以上

田、支那領ニ於テ、**日**ノ御尊ノ御尊

ニ於テ、陸軍少将トシテ、如キモ

最近ニ至リ、**施**ノ御尊ノ御尊

ニ於テ、**全**ノ御尊ノ御尊

御尊ノ御尊ニ於テ、**日**ノ御尊ノ御尊

外務省

S

9600-2

185

(乙 號用紙)

支那人ニ至リ、**何**ノ御尊ノ御尊

御尊ニ至リ、**日**ノ御尊ノ御尊

御尊ノ御尊ニ至リ、**日**ノ御尊ノ御尊

御尊ノ御尊ニ至リ、**日**ノ御尊ノ御尊

外務省

S

9600-2

186

I-0941

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

(乙 號用紙)

別紙美認シ難キナリ、蓋シ本件ハ元來
 檢案極ナラ容易ナリトモ、斯ノ如キ
 本事件ツケヨシトモ、付シ置キナリ
 今ニモナリ、且ノ事實ツ肯定シ、向モ加害者ハ
 明ナリトモ、シカ本件ニ關スル責任ハ寧テ
 司務部ニ歸スルコトナリ、
 司務部トシテハ、飽上カ初ノ隱蔽ナリ、
 外務省

S 9600-2 189

(乙 號用紙)

テ、抑ヤ、可ク、ト、モ、ナリ、ト、答、ヘ、ナリ、
 元來、本、部、長、阿、部、長、
 至、希、同、ト、モ、ナリ、内、務、省、例、ナリ、本、件、九、日
 多、喜、日、上、ノ、経、緯、ツ、内、務、省、内、ニ、規、議
 ノ、上、北、道、シ、置、キ、ナリ、ト、モ、ナリ、
 本、件、相、ツ、信、見、
 外務省

S 9600-2 190

I-0941

為り本事務局長係ニ在リ、中リニ王ハ陸
 軍ノ年ニテ始メナレタリニ非ラトカ説レ暗ニ
 作ル本大尉放逐後、警務司ニテ上置カレ
 たりニ非ラトハ、高ク殊ナリ
 (十日三十日互田互長口也、主島記)

(乙 號用紙)

外務省

S 9600-2 194

之ヲ判傳シ、佐々木大尉一行ニ引渡ナリ
 然レニ本大尉ハ前記ノ通り王ニ好感ヲ有シ
 たり以下、警務司、本後本部ニ送リ、遂ニ
 本後本部ハ、毫ノ警務司、東洋モスリ
 會社福内依田司令部ノ中同ニアリナリ
 年ノ下土、^{先ガ}本後本部ニ帰還セシムル
 後、判傳ヲ解キ、之ヲ放逐ナリ

(乙 號用紙)

外務省

S 9600-2 193

I-0941



卷五

一 阿部守時談話中佐々木右衛門所遊中、日
 味、上、百十言、（佐々木右衛門）、（阿部守時）
 覺者ト略々一致ス
 一 佐々木右衛門カモリ進出シ行キタル場所、故
 還場所ハ地理詳細ヲ兼知ル見、故、（佐々木右衛門）
 然ルハ解ラズモ、前記覺者ト矛盾スハ不
 外務省

S 9600-2 195

(乙 號用紙)

一 佐々木右衛門カモリ進出シ行キタル場所、故
 還場所ハ地理詳細ヲ兼知ル見、故、（佐々木右衛門）
 然ルハ解ラズモ、前記覺者ト矛盾スハ不
 覺者ト略々一致ス

一 王北港ノ調査ニ依リハ、（佐々木右衛門）、（阿部守時）
 年司令部、（佐々木右衛門）、（阿部守時）、（佐々木右衛門）
 色、（佐々木右衛門）
 一 王北港ノ調査ニ依リハ、（佐々木右衛門）、（阿部守時）
 年司令部、（佐々木右衛門）、（阿部守時）、（佐々木右衛門）
 色、（佐々木右衛門）
 一 王北港ノ調査ニ依リハ、（佐々木右衛門）、（阿部守時）
 年司令部、（佐々木右衛門）、（阿部守時）、（佐々木右衛門）
 色、（佐々木右衛門）

S 9600-2 196

(乙 號用紙)

外務省

外務省

I-0941

極秘

大臣

次官

西田

留

西田署長
亞細亞第一課
友

支那人被電事件調査書 沈昌昌、劉

考、西田亞細亞局長會談録

日付 十月十五日 約三十分

場所 外務省

列席者 西田、沈昌昌、劉考、胡通譯

書記官 支那側 沈昌昌、劉考、胡通譯

(回) 西田亞細亞局長 (支) 西田、劉考

外務省

S

9600-2

198

(乙 陸用紙)

留

(回) 別段理解スルヲ譯テアリマセンガ、當下本

一行ハ支那人謀殺事件調査ノ旨未明セ

ラレズ、且、新聞ニ報道セラレテ、其マエガ、當下本

一行ノ滞米、其旨ハ、官外政付又ハ、官外

ハ、復館ヲ、別段書面ニテ、滞通知ハ、ナシ

唯、口頭ニテ、便宜ヲ、計テ、是レノ様ニト

滞申入ガ、アラスカノミ、テ、又、當下政付ハ、

外務省

S

9600-2

199

(乙 陸用紙)

I-0941

6

シラカニコトハ何カモ腹藏ナク申上マス、後ナ
 (日) 常ノ不折角ノ御来朝ナリマスカウ知ノ存
 指痛ニコトハ致シマセヌ
 議合ニ報告スル場合ニモ 幸ノ會談ヲ
 請所ニニミノ上ハ全ク同感ニス。他日政社及
 リマス
 幸リマセヌ、
 貴ノ上ニ日西ニ重キラツ置テテ
 乙 號 用 紙

S 9600-2 203

外 務 省

6

御来朝ノハイト思ヒマス、
 同ニハ表シマセヌカウ、
 無ヒマス
 (支) 自台ナク使命ハニアリマス。(一) 露兵出立
 格ノ支那人被害ノ調査 (二) 日華人ノ非行
 ニ依リ蒙リタル支那人被害ノ調査ガアリマス
 故ニ誤教ナク件ノ調査ノ
 乙 號 用 紙

S 9600-2 202

外 務 省

I-0941

管下ノ神疑上ニ付テモ神意(疑)ニシテ神意

向ヲ疑ヒマス

(支) 日本ノ心表(神意)ニシテ、毫(疑)ノ方面ニテ、十人

ノ人が日本自警(神意)ニシテ、殺害(疑)サレ、内(疑)十三人、日本人

一人、ゆ(疑)人、トアリマスガ、其(疑)ゆ(疑)人、何(疑)人、ナリ

マスヤ

(日) 知(疑)ソシテ、心表(神意)ハ、此(疑)信(疑)シテ、信(疑)リマス、支(疑)野(疑)人

外務省

S 9600-2

204

(乙) 読用紙

日本(疑)人ノ心(疑)表(神意)ニシテ、毫(疑)ノ方面ニシテ、十人

ノ人が日本自警(神意)ニシテ、殺害(疑)サレ、内(疑)十三人、日本人

一人、ゆ(疑)人、トアリマスガ、其(疑)ゆ(疑)人、何(疑)人、ナリ

マスヤ

(支) 日本ノ心表(神意)ニシテ、毫(疑)ノ方面ニシテ、十人

ノ人が日本自警(神意)ニシテ、殺害(疑)サレ、内(疑)十三人、日本人

天(疑)下(疑)人

外務省

S 9600-2

205

(乙) 読用紙

I-0941

119

(日) 貴方より王命天ノエトが内キをイリテセウ、ソレ
 代ハソシテ^右向方ソシテテ 御達 意ナリ
 御達ニ 御旨同ク候ヒガリ
 (支) 貴方一昨夜 或支那ノ名をガ名ヲマシテ、ソレカラ
 前送ル表ノエトク 同キマシテ、^右王命天
 代ハソシテ^右向方ソシテテ 御達 意ナリ
 (日) 王ニ付キマシテハ 北京政府ヨリ又 在東京

(乙 號用紙)

S 9600-2

206

110

此代理官度ヨリモ 書面デ 御同合ガアリマシメヤ
 方ヨリモ 書面デ 御回答申シテ^御マシメ、^御方カ
 ハ 貴方回答ノ要領ヲ 御存ジテスカ
 (支) 貴方同イテ 候リマシレド 詳シイ事ハ 存ジマ
 セヌ
 (日) ソレデハ 知リ 知ラ 候リマシテ 詳細御話
 致シマセウ

(乙 號用紙)

S 9600-2 207

外務省

I-0941

21

王帝天ハ九日百 赤東市外大島町ソ排徊
 中 毫子 警 察 署 署 長 一ノ 危 険 ヲ 憂
 一 寸 左 署 長 之 ヲ 収 容 ニ シテ 保 護 ヲ 加ヘ 且 日
 早 朝 習 志 野 救 護 所 ニ 送ル 所 ナニ 全 方 向
 警 備 ノ 任 ニ 充 テ 所 リ マシテ 警 備 ニ 引 継 ガ
 マシテ 全 方 向 後 ノ 任 負 任 命 大 尉 ハ 王 一 見
 警 備 所 長 等 下 等 警 備 所 長 等 ニ シテ 所 長 等 一 見

(乙 謄 用 紙)

外 務 省

S 9600-2 208

22

一ヲ 察 見 シ 念 ノ 守 取 調 バテ 見 マシタ 上 果 シテ
 相 方 ノ 教 育 モ リ 又 日 本 語 ニモ 熟 達 シテ 所 リ
 之 ヲ 習 志 野 ニ 送ル 所 ナニ 全 方 向 警 備 所 長 等
 折 柄 王 自 身 等 其 ノ 高 所 等 ナン 早 稲 田 ニ
 帰 リ 所 ナニ 申 込 バ マシタ 故 依 々 本 大 尉 ハ 王 一
 見 ノ 希 望 ヲ 察 レラ 之 ヲ 収 容 ニ シテ 保 護 ヲ 加ヘ 且 日
 早 朝 習 志 野 救 護 所 ニ 送ル 所 ナニ 全 方 向 警 備

(乙 謄 用 紙)

外 務 省

S 9600-2 209

I-0941

13

支那官憲の目下概々其ノ行衛ヲ捜査シテ
其ノマシ

(支) 大島ヶ下多数ノ支那官憲が被サレタト

云フコトヲ聞クテ其ノマシガ、右ノ事情ニ如何テ

アリマスヤ

(四) 五ノコトニ付キテハ日取早 神岡キニテリ云キコトハ

アマセヌカ、其若シアレハ一ツツ、
其付テテ行キマセウ

外務省

S 9600-2 210

14

(支) 自兵ノ同イテ其ノ下ハ、
其ノ下ハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、

其ノ下ハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、

其ノ下ハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、

(四) ソウチウコトハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、

其ノ下ハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、

(支) 其ノ下ハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、

支那ノ信ジテ其ノ下ハ、其ノ下ハ、其ノ下ハ、

外務省

S 9600-2 211

I-0941

カ新島ニテ殺サレタリテ

本自警團ニ殺サレタリテ申シテ居リタ

(乙 様用紙)

(四) ソシテ風説ノ入ニホヒ 在来官署人 プラモ辱々

内キマシムケレ共 今日迄 取調ノ結果 ソシテ事

定ハラマセヌ

(支) 今迄ハ大島ノ事件ニ付テ 御尋察ニ申シ

至イ、

自分等ノ得テ居ル 報告ニ依レバ 大島ノ自

外務省

S 9600-2 212

ガ三日ノ至四人ノ支那人ガ 以後 警察署

官及 附近住民ノ 害殺サレ、 男ノ 事件ニ在

油ノ 境カレタト云フコトデ アリマス、

原ノ 地方ニ 之来 震災前 在留シテ 居

温州人 等 傷者ノ 数ト人トハ 多ク 解テ 居

スカラ ソレカラ 傷者ニシテモト、 甚カニ 様ニ 居

ルコトヲ 差引クト、 三方ノ至 四百ニナリマス

外務省

S 9600-2 213

I-0941

高市其ノ際一死シ、復地ニテ芳御者ガ
アタリガ、ソレハ耳ヲ切ラレテ居リマスガ、ソノ罪ノ重
知ニ全縁デス

(四) ソウキウ風説ハ知モ同イテ居リマス、然シ今日
上調査ニテ依レバソノ事實ハナリト
認メタル

(支) 官ハ兩三日前知共ハ大島介ニ自カ

外務省

S 9600-2 214

ハ自述支那人ノエト信ジテ居ル知リ一々見テ

廻リ方々口弁人ニモ様ナリ同イテ見マシムケレド

皆一様ニ知ラズ、知ラズト申シマス、然シ知共ハ

得テ大ニ報道ニ依レバ大島介ハ自事件ハ

確ニ事實ニテアトモ思ヒマス、現ニ知共ハ

各程具體的ノエト同イテ居リマス、九月

二日ハ支人ヤ自述用紙ヲ案官ガ支那人

(乙) 號用紙

S 9600-2 215

外務省

I-0941

岩部者ヨ其ノ住居カラ連レ出シ、原ニ出レテ
 行テ、其ノ所持ト金ヲ取サセテカラ、又地西
 東ルカラトテ地面ニ伏セサセテ、鉄ノ棒ヤ木ノ棒
 ヲ之ヲ殺シ、石油ヲ^樹テ其ノ死体ヲ焼
 イテシマツトテウテトテ内イテ焼リマス、
 石油ヲ^樹山ノ死体ヲ焼イタトテウテ^樹事
 案ガア
 ルソウデスガ如何デスヤ

(乙 謄用紙)

S 9600-2 216

外務省

(回) 場所ニ存ジマセヌガ、大島所テ 行刑人ヤ溺死
 体ヤ、其地^羅民ノ字ニ^殺案セテ^鮮人ヤ
 内^人ノ死体ヲ焼イタトテウテ^事案ニ^アラマス、
 也
 シツノ時ニ^殺案ガ^ヤシト^主合テ^焼イテ
 焼イタトテウテ
 焼イタトテウテ
 事案ハナト^思ヒマス、^焼イタ^死体ノ^数
 百四十ニトノ報告ヲ^受ケテ^焼イタトテウテ^尤モ^其ノ^時

(乙 謄用紙)

S 9600-2 -217

外務省

I-0941

非常ノ混外ノ際アリマシキル
 此等ノ混入シテ此ノ様ナリトガ
 知レタス、何方多クハ地家ノスガ後
 多数ノ罹災民ハ右ノ面ヨリ左ノ面ニ集
 ラルテ大ニ混雑ノ際アリ
 此ノ様ナリトガ
 罹災民ハ四散シテシマツタ
 モノデスカラ

(乙 濠用紙)

S 9600-2 218

検査ハ宜ニ困難デスガ、此ニ引續キ調
 査シテ居リマス
 (支) 大島サマノ件ノ外高チ神奈川縣方面
 多数ノ支那人ガ被害ナレトテテ
 査シテ居リマス、大島ノ事件、王帝天
 何レモ或ル可ク早ク真相ガ解リ支那側ノ
 誤解ノ一掃ナルコトヲ希望シマス

(乙 濠用紙)

S 9600-2 219

外務省

I-0941

(乙 號用紙)

予聞知せしむる事コトアラハ 議令同令年
 予非常ノ多ク此ノ際ナレモ、予ノ時ヲ打合セ
 尤上ニテ改テ今見スル事ナレバ
 会談ヲ終ル
 幸今談ニ付、互細並長ノ得ル印家
 申
 支那側ニ大島ノ事件及 王帝天同書

S 9600-2 223-1

(乙 號用紙)

上海ニ他方ヨリ
 予キ近來得ル報也、余程強ク先入主
 トナリルルモノ如 經年今談ニ於テ一考、
 尙向ツテモニヒリ、更ニ詳細ニ直リテ 尙向
 之ヲ論ズニハ、ヤガリキ
 (本会談録ハ互細並長ガ其ノ意ニ
 是キ点ニ至ルモノハ、
 シ難シ、大正三年三月九日寺島記)

S 9600-2 224

外務省

I-0941

14

支那人被害事件調査員沈其昌、劉彦ト亞細亞
局長會談録

日時、十二月十五日、午前十一時ヨリ約二時間
場所、外務省

列席者、日本側、出淵亞細亞局長、西田書記官

支那側、沈其昌、劉彦、胡通譯

(日)ハ亞細亞局長、(支)ハ主トシテ劉彦)

(日)一、別段理屈ヲ云フ譯テハアリマセンカ、貴下等一行ハ支那人誤

(已 號用紙)

外務省

S

9600-2

225

(已 號用紙)

殺事件調査ノ爲メ來朝セラレタル趣新聞ニ報道サレテ居マスカ
貴下等一行ノ御來邦ニ付キテハ貴國政府又ハ貴國公使館ヨリ別
段書面ニテ御通知ハナク唯タ口頭テ便宜ヲ計テ吳レル様ニト御
申入カアツタノミテアル、又貴國政府公報ニモ單ニ災害ヲ受ケ
タ支那人ノ事情調査トアルノミテアルカ貴下等ハ一体如何ナル
事ノ調査ニ來ラレタノテアリマスカ

三、過日王正廷氏モ話サレタ如ク貴下等ハ帝國政府ト交渉スル爲
メニ來ラレタノテハナク唯タ調査ノ爲メニ來ラレタ趣テアルカ
ラ本日ハ御調査ノ便宜ノ爲メ御目ニ掛ル次第テアリマス右様ノ
次第ニ付本日ノ會談ハ之ヲ將來ノ外交談判等ニ援用セラレサル
了解ノ下ニ致スノテ御座イマス

外務省

S

9600-2

226

I-0941

(已 號 用 紙)

ニ貴下等ノ御來邦ハ新聞紙等ノ注意ヲ惹イテ居リマスカラ本日
ノ會談後或ハ新聞記者等ノ質問カアルカモ知レマセンカ本會談
ハ直ニ其ノ儘新聞等ニ御發表ニナル御考テハナイト思ヒマス、
當方テモ貴下等ノ御話ヲ新聞ニハ發表シマセヌカラ貴方テモ其
ノ御積ニ願ヒマス

(支) 自分等ノ使命ハニアリマス、(一) 盛火災直接ノ支那人被害ノ調査

(二) 日本人ノ非行ニ依リ蒙リタル支那人被害ノ調査デアリマス
故ニ誤殺事件ノ調査ノミニ參タト云フノハ當リマセヌ、尤モ其
ノ點ニ最モ重キヲ置イテ居リマス

御所述ニニノ點ハ全ク同感テス、他日政府及議會ニ報告スル場
合ニモ本日ノ會談ヲ指摘スルコトハ致シマセヌ

外 務 省

S 9600-2 227

(已 號 用 紙)

(日) 貴下等折角ノ御來邦デアリマスカラ私ノ存シテ居ルコトハ何テ
モ腹藏ナク申上マス、從テ貴下等ノ御疑點ハ何テモ御遠慮ナク
御質問ヲ願ヒマス

(支) 日本當局ノ公表事實中ニ龜戸方面ニテ十四人ノ人カ日本自警團
ニ殺害サレ、内十三人ハ日本人一人ハ外國人トアリマスカ其ノ
外國人ハ何國人デアリマスカ

(日) 私ハソナナ公表ハ記憶シテ居リマセヌ、支那人テ日本人ノ爲メ
ニ危害ヲ受ケタ事實中罪狀判明セルモノハ既ニ二回ノ公文ヲ以
テ貴國代理公使ニ御知セシデアリマス、ソレニ依ルト死者三名
負傷者七名デアリマス

(支) 我方ノ承知シタキコトハ前記公表中ノ外國人ノコトデアリマス

外 務 省

S 9600-2 228

I-0941

(已 號 用 紙)

(此時沈ハ傍ヨリ劉彦ニ向テ王希天、王希天ト耳打セリ)

(日) 貴下等ハ王希天ノコトカ聞キ度イノテセウ、ソレテハソソナ遠

廻ノ間方チシナイテ御遠慮ナク卒直ニ御質問ヲ願ヒ度イ

(支) 實ハ一昨夜或支那ノ學生カ参リマシテ、ソレカラ前述公表ノコ

トヲ聞キ込ミマシタ故、右外國人トハ王希天テハナイカト思テ

御尋ネシタノテス

(日) 王ニ付キマシテハ北京政府ヨリモ又在東京施代理公使ヨリモ書

面テ御問合カアリマシタカラ當方ニテモ書面テ御回答申シテ置

キマシタ、貴下等ハ其ノ回答ノ要領ヲ御存シテスカ

(支) 大体ハ聞イテ居リマススケレト詳シイコトハ存シマセヌ

(日) ソレテハ私ノ知テ居リマスコトヲ詳細御話致シマセウ

外 務 省

9600-2

229

S

(已 號 用 紙)

王希天ハ九月十日東京市外大島町ヲ(班)中龜戸警察署ヲ万一ノ

危険ヲ慮リ一時同署テ之ヲ收容シテ保護ヲ加ヘ十二日早朝習志

野救護所ニ送ル爲メニ同方面警備ノ任ニ當テ居リマシタ軍隊ニ

引繼キマシタ處同軍隊ノ係員佐々木大尉ハ王カ一見普通勞働者

ト舉措ヲ異ニシテ居ル點カアルヲ發見シ念ノ爲メ取調ヘテ見

マシタ處果シテ相當ノ教育モアリ又日本語ニモ熟達シテ居リ之

ヲ習志野ニ送ルノ必要ハナイト認メマシタカ折柄王自身モ其ノ

寓所ニアル早稻田ニ歸リ度イト申述ヘマシタ故佐々木大尉ハ直

ニ其ノ希望ヲ容レテ之ヲ歸ラセマシタ

然ルニ其後王ハ其ノ寓所ニ歸ラヌソウテスカラ帝國官憲ハ目下

極力其ノ行衛ヲ捜査シテ居リマス

外 務 省

9600-2

230

S

I-0941

(已 號用紙)

(支) 大島町テ多數ノ支那勞働者カ殺サレタト云フコトヲ聞イテ居リ

マスカ、右ノ事情ハ如何デアリマスカ

(日) 王ノコトニ付キテハ最早御聞キニナリ度キコトハアリマセヌカ

若シアレハ一ツツツ片付ケテ行キマセウ

(支) 自分等ノ聞イテ居ル處テハ佐々木大尉(支那側ニテハ佐々木大

尉ノ名前ヲ承知シ居レリ)ハ王ヲ縛リ激シク之ヲ毆打シ王ハ歩

クコトカ出來ナイ程ニナツタト云フコトテスカ、右ハ事實テス

カ

(日) ソウ云フコトハ王兆澄モ上海テ發表シ新聞ニモ載テ居リマスカ

ソナ事實ハアリマセン

(支) 然シソウ云フ慘酷ヲ取扱テ受ケタコトハ多數支那人ノ信シテ居

外 務 省

S

9600-2

231

(已 號用紙)

ル處テ、彼等ハ皆王ハ軍隊カ警察ニテ殺サレタノテ自警團ニ殺
サレタノタトハ申シテ居リマセヌ

(日) ソナ風説ノアルコトハ在京貴國人カラモ屢々聞キマシタケレ

共今日迄取調ノ結果ソナ事實ハアリマセヌ

(支) 今度ハ大島町事件ニ付キ御尋ネ申シ度イ、

自分等ノ得テ居ル報告ニ依レハ大島町八丁目テ三百人乃至四百

人ノ^支軍那人カ軍隊警察官及附近住民ノ爲メ殺サレ、其ノ^屍体ハ

石油テ燒カレタト^{イフコト}デアリマス、元來震災前在留シテ居タ温州人

勞働者ノ數トハ^ハヨク解テ居タノテスカラソレカラ歸國シタルモ

ノト、貴國ニ殘テ居ルモノトテ差引クト三百乃至四百ニナリマ

ス

外 務 省

S

9600-2

232

I-0941

(已 號 用 紙)

尙ホ其ノ際一度死シ、復活シタ勞働者カアリマスカ、ソレハ耳
ヲ切ラレテ居リマスカ、ソノ男ノ云フ處モ同様テス

(日) ソウ云フ風説ハ私モ聞イテ居リマス、然シ今日迄調査シタ處ニ
依レハソノナ事實ハナイト認メマス

(支) 實ハ兩三日前私共ハ大島町一丁目カラ八丁目迄支那人ノ元ト住
ンテ居タ處ヲ一々見テ廻リ、方々テ日本人ニモ様子ヲ聞イテ見
マシタケレト皆一樣ニ「知ラヌ、」「知ラヌ、」ト申シマシタ
然シ私共ノ得テ居ル報道ニ依レハ大島町八丁目事件ハ確カニ事
實テアルト思ヒマス、現ニ私共ハ餘程具体的ノコトヲ聞イテ居
リマス、九月五日軍人ヤ警察官カ支那人勞働者ヲ其ノ住居カラ
連レ出シ、原ニ連レテ行テ、其ノ所持金ヲ出サセテカラ、又地

外 務 省

S 9600-2 233

(已 號 用 紙)

震カ來ルカラトテ地面ニ伏セサセテ、鐵ノ棒ヤ木ノ棒テ之ヲ殺
シ、石油ヲ掛テ其ノ屍体ヲ燒イテシマツタト云フコトヲ聞イテ
居リマス、實際石油ヲ澤山ノ屍体ヲ燒イタト云フ事實カアルソ
ウテスカ如何テスカ

(日) 場所ハ存シマセヌカ、大島町テ行倒人ヤ溺死体ヤ、其他罹災民
ノ爲メニ殺害サレタ鮮人ヤ内地人ノ屍体ヲ燒イタト云フ事實ハ
アリマス、然シソノ時ニハ警官カチヤント立合テ燒イテ居リマ
スカラ、貴國人ノ屍体ヲ燒イタト云フ事實ハナイト思ヒマス、
燒イタ屍体ノ數ハ百四十二トノ報告ヲ受ケテ居リマス、尤モ其
ノ時ハ非常ナ混亂ノ際テアリマシタカラ万ニ一ツ貴國人ノ屍体
カ混入シテ居タ様ナコトカナイトモ限リマセヌ、何分當時ハ大

外 務 省

S 9600-2 234

I-0941

(已 號用紙)

地震ノスク後、又大火災テ、多數ノ罹災民カ各方面カラ同方面ニ集テ來テ大變ナ混雜ノ際テアリ且ツ此等罹災民ハ間モナク四散シテシマツタモノテスカラ檢舉ハ實ニ困難テスカ、然シ引續キ調査ヲシテ居リマス

(支) 大島町事件ノ外尙ホ神奈川縣方面テ多數ノ支那人カ殺傷サレタト云フ報告ヲ受ケテ居リマス、大島町事件、王希天問題何レモ成ル可ク早ク真相カ解リ支那側ノ誤解ノ一掃サルルコトヲ希望シマス

(田) 神奈川方面ノコトハ既ニ調査ヲ終リ其ノ結果ハ施代理公使ニ通知シテアリマス、

王希天ノ行衛不明ノコトハ警察テモ大變心配シテ調査シテ居リ

外 務 省

S 9600-2 235

(已 號用紙)

マスケレ共今日迄解ラナイノハ遺憾ニ思ヒマス、日本人ノ行衛不明者モ現ニ數萬人アリマス、大島町事件ハ前ニモ申シマシタ通り貫下等ノ云ハルル様ナ事實ハ今日迄ノ調査ノ結果ニ依レハ之ヲ認ムルコトハ出來マセン

(支) 解ラナケレハ、困タモノテス、一体人ヲ殺シタモノハナカナカ白狀スルモノテハアリマセン(トテ苦笑セリ)

右ニテ一應ノ會談ヲ終リタルヲ以テ、茲ニ通譯ヲ廢シ(沈、劉共大體日本語ヲ了解ス)亞細亞局長ヨリ詳細震火災當時ノ混亂狀態ヲ説明シ、參考トシテ吉原公園、被服廠跡ノ屍体ヲ寫眞ヲ示シ、尙ホ鮮

外 務 省

S 9600-2 236

I-0941

(已覽用紙)

人襲來ノ風説ノ傳波シタル有様、「ガソリン」ノ破裂カ爆彈ト誤マ
ラレタル狀況。自警團ノ活動振等ニ付キ委細説述シタル處兩人共餘
程當時ノ狀態ヲ了解シタルモノノ如キ態度ヲ示シタルモ結局支那側
ニテハ九月一日ヨリ九日迄ノ混亂狀態ハ十分了解スルモ其後ハ秩序
恢復セル筈ナリト述ヘ暗ニ二十二日ニ王希天ノ行衛不明トナリタルハ
了解ニ苦ムカ如キ様子ヲ示セリ
最後ニ亞細亞局長ヨリ貴下等調査ノ爲メ折角ノ御來邦ナレハ當方ニ
於テモ出來得ル限り御便宜ヲ計リ度キ考ナリ、貴方調査ノ参考上震
災當時ノ狀況等警察當局ニ就キ親シク聞知セラレ度キ御希望ナルニ
於テハ本官ニ於テ紹介ノ勞ヲトル可ク、又貴下等御滞在中尙ホ本官
ヨリ聞知セラレ度キコトアラハ議會開會中ニテ非常ニ多忙ノ際ナル

外務省

S

9600-2

237

(已覽用紙)

モ、豫メ時日ヲ打合せタル上ニテ改メテ會見スヘシト述ヘ會談ヲ終
レリ

本會談ニ依リ亞細亞局長ノ得タル印象ニ依レハ支那側ハ大島町事件
及王希天問題ニ付キ從來上海其他各方面ニテ得タル報道、餘程強キ
先入主トナリ居ルモノノ如ク從テ本會談ニ於テモ一應ノ質問ヲナス
ニ止リ更ニ詳細ニ互リテ追求的ニ質問スルノ態度ニハ出テサリキ

(本會談録ハ亞細亞局長カ其記憶ニ基キ口述シタルモノナレ
ハ多少ノ遺漏ナキヲ保シ難シ、大正十二年十二月十九日守

島記)

外務省

S

9600-2

238

I-0941

(已號用紙)

支那人被害事件調査員沈其昌、劉彦ト亞細亞
局長會談録

日時、十二月十五日、午前十一時ヨリ約二時間

場所、外務省

列席者、日本側、出淵亞細亞局長、西田書記官

支那人側、沈其昌、劉彦、胡通譯

(日)ハ亞細亞局長、(支)ハ主トシテ劉彦)

(目)一、別段理屈ヲ云フ譯テハアリマセンカ、貴下等一行ハ支那人誤

外務省

S 9600-2 239

(已號用紙)

殺事件調査ノ爲メ來朝セラレタル趣新聞ニ報道サレテ居マスカ
貴下等一行ノ御來邦ニ付キテハ貴國政府又ハ貴國公使館ヨリ別
枚書面ニテ御通知ハナク唯タ口頭テ便宜ヲ計テ呉レル様ニト御
申入カアツタノミテアル。又貴國政府公報ニモ單ニ災害ヲ受ケ
タ支那人ノ事情調査トアルノミテアルカ貴下等ハ一体如何ナル
事ノ調査ニ來ラレタノデアリマスカ

三、迨日王正廷氏モ話サレタ如ク貴下等ハ帝國政府ト交渉スル爲
ノニ來ラレタノテハナク唯タ調査ノ爲メニ來ラレタ趣テアルカ
ラ本日ハ御調査ノ便宜ノ爲メ御目ニ掛ル次第デアリマス右様ノ
次第ニ付本日ノ會談ハ之ヲ將來ノ外交談判等ニ授用セラレサル
了解ノ下ニ致スノテ御座イマス

外務省

S 9600-2 240

I-0941

(已號用紙)

ニ貴下等ノ御來邦ハ新聞紙等ノ注意ヲ惹イテ居リマスカラ本日
ノ會談後或ハ新聞記者等ノ質問カアルカモ知レマセンカ本會談
ハ直ニ其ノ儘新聞等ニ御發表ニナル御考テハナイト思ヒマス、
當方テモ貴下等ノ御話ヲ新聞ニハ發表シマセヌカラ貴方テモ其
ノ御積ニ願ヒマス

(支) 自分等ノ使命ハニアリマス、(一) 大火災直接ノ支那人被害ノ調査
(二) 日本人ノ非行ニ依リ蒙リタル支那人被害ノ調査デアリマス
故ニ該般事件ノ調査ノミニ悉ク云フノハ當リマセヌ、尤モ其
ノ點ニ最モ重キヲ置イテ居リマス
御所達ニミノ點ハ全ク同感テス、他日政府及議會ニ報告スル場
合ニモ本日ノ會談ヲ指摘スルコトハ致シマセヌ

外務省

S

9600-2

241

(已號用紙)

(日) 貴下等折角ノ御來邦デアリマスカラ私ノ存シテ居ルコトハ何テ
モ腹藏ナク申上マス、從テ貴下等ノ御歸歸ハ何テモ御遠慮ナク
御發問ヲ願ヒマス

(支) 日本當局ノ公表事實中ニ龜戸方面ニテ十四人ノ人カ日本自警團
ニ被害サレ、内十三人ハ日本人一人ハ外國人トアリマスカ其ノ
外國人ハ何國人デアリマスカ

(日) 私ハソノ公表ハ記憶シテ居リマセヌ、支那人テ日本人ノ爲メ
ニ危害ヲ受ケタ事實中罪狀判明セルモノハ既ニ二回ノ公文ヲ以
テ貴國代理公使ニ御知セシデアリマス、ソレニ依ルト死者三名
負傷者七名デアリマス

(支) 我方ノ承知シタキコトハ前記公表中ノ外國人ノコトデアリマス

外務省

S

9600-2

242

I-0941

(已 號 用 紙)

(此時沈ハ傍ヨリ劉彦ニ向テ王希天、王希天ト耳打セリ)

(日) 賈下等ハ王希天ノコトカ聞キ度イノテセウ、ソレテハソシナシ

ニノ間方ヲシナイテ御遠慮ナク卒直ニ御質問ヲ願ヒ度イ

(支) 賈ハ一昨夜成支那ノ學生カ参リマシテ、ソレカラ前通公表ノコ

トヲ聞キ込ミマシタ故、右外國人トハ王希天ヲハナイカト思テ

御尋ネシタノテス

(日) 王ニ付キマシテハ北京政府ヨリモ又在東京施代理公使ヨリモ書

面テ御問合カアリマシタカラ當方ニテモ書面テ御問答申シテ置

キマシタ、賈下等ハ其ノ回答ノ要領ヲ御存シテスカ

(支) 大体ハ聞イテ居リマスケレト詳シイコトハ存シマセヌ

(日) ソレテハ私ノ知テ居リマスコトヲ詳細御話致シマセウ

外 務 省

S

9600-2

243

(已 號 用 紙)

王希天ハ九月十日東京市外大島町ヲ(非)回中龜戸警察署ヲ万一ノ

危険ヲ慮リ一時同署テ之ヲ收容シテ保護ヲ加ヘ十二日早朝習志

野故護所ニ送ル爲メニ同方面警備ノ任ニ當テ居リマシタ軍隊ニ

引繼キマシタ處同軍隊ノ係員佐々木大尉ハ王カ一見普通労働者

ト舉措ヲ異ニシテ居ル結カアルノヲ發見シ念ノ爲メ取調ヘテ見

マシタ結果シテ相當ノ教育モアリ又日本語ニモ熟達シテ居リ之

ヲ習志野ニ送ルノ必要ハナイト認メマシタカ折柄王自身モ其ノ

寓所ニアル早稻田ニ歸リ度イト申述ヘマシタ故佐々木大尉ハ直

ニ其ノ希望ヲ容レテ之ヲ歸ラセマシタ

然ルニ其後王ハ其ノ寓所ニ歸ラヌソウテスカラ帝國官憲ハ目下

極力其ノ行衛ヲ捜査シテ居リマス

外 務 省

S

9600-2

244

I-0941

(已 號用紙)

(支) 大島町ヲ多數ノ支那労働者カ殺サレタト云フコトヲ聞イテ居リ
マスカ、右ノ事情ハ如何テアリマスカ

(日) 王ノコトニ付キテハ最早御聞キニナリ度キコトハアリマセヌカ
若シアレハ一ツツ片付ケテ行キマセウ

(支) 自分等ノ聞イテ居ル處テハ佐々木大尉(支那側ニテハ佐々木大
尉ノ名前ヲ承知シ居レリ)ハ王ヲ縛リ殺シク之ヲ毆打シ王ハ歩
クコトカ出来ナイ程ニナツタト云フコトテスカ、右ハ事實テス
カ

(日) ソウ云フコトハ王兆澄モ上海テ發表シ新聞ニモ載テ居リマスカ
ソナナ事實ハアリマセン

(支) 然シソウ云フ慘酷ヲ取扱テ受ケタコトハ多數支那人ノ信シテ居

外務省

S 9600-2 245

(已 號用紙)

ル處テ、彼等ハ皆王ハ軍隊カ警察ニテ殺サレタノテ自警團ニ殺
サレタノタトハ申シテ居リマセヌ

(日) ソンナ風説ノアルコトハ在京貴國人カラモ屢々聞キマシタケレ
共今日迄取調ノ結果ソナナ事實ハアリマセヌ

(支) 今度ハ大島町事件ニ付キ御尋ネ申シ度イ、

自分等ノ得テ居ル報告ニ依レハ大島町八丁目テ三百人乃至四百
人ノ^支軍那人カ軍隊警察官及附近住民ノ爲メ殺サレ、其ノ屍体ハ
石油テ焼カレタ^トテ^イアリマス。元來震災前在留シテ居タ温州人
労働者ノ數ト^トハヨク解テ居タノテスカラソレカラ歸國シタルモ
ノト、貴國ニ殘テ居ルモノトテ差引クト三百乃至四百ニナリマ
ス

外務省

S 9600-2 246

I-0941

(已 號用紙)

尙ホ其ノ際一度死シ、復活シタ勞働者カアリマスカ、ソレハ耳
ヲ切ラレテ居リマスカ、ソノ男ノ云フ處モ同様テス

(日) ソウ云フ風説ハ私モ聞イテ居リマス、然シ今日迄調査シタ處ニ
依レハソシナ事實ハナイト認メマス

(支) 實ハ兩三日前私共ハ大島町一丁目カラ八丁目迄支那人ト元ト住
ンテ居タ處ヲ一々見テ廻リ、方々テ日本人ニモ様子ヲ聞イテ見
マシタケレト皆一樣ニ「知ラヌ、」ト申シマシタ
然シ私共ノ得テ居ル報道ニ依レハ大島町八丁目事件ハ確カニ事
實テアルト思ヒマス、現ニ私共ハ餘程具体的ノコトヲ聞イテ居
リマス、九月五日軍人ヤ警察官カ支那人勞働者ヲ其ノ住居カラ
連レ出シ、原ニ連レテ行テ、其ノ所持金ヲ出サセテカラ、又地

外 務 省

S 9600-2 247

(已 號用紙)

震カ來ルカラトテ地面ニ伏セサセテ、鐵ノ棒ヤ木ノ棒テ之ヲ殺
シ、石油ヲ掛テ其ノ屍体ヲ燒イテシマツタト云フコトヲ聞イテ
居リマス、實際石油テ澤山ノ屍体ヲ燒イタト云フ事實カアルソ
ウテスカ如何テスカ

(日) 場所ハ存シマセヌカ、大島町テ行倒人ヤ溺死体ヤ、其他罹災民
ノ爲メニ殺害サレタ鮮人ヤ内地人ノ屍体ヲ燒イタト云フ事實ハ
アリマス、然シソノ時ニハ警官カチヤント立合テ燒イテ居リマ
スカラ、貴國人ノ屍体ヲ燒イタト云フ事實ハナイト思ヒマス、
燒イタ屍体ノ數ハ百四十二トノ報告ヲ受ケテ居リマス、尤モ其
ノ時ハ非常ナ混亂ノ際テアリマシタカラ万ニ一ツ貴國人ノ屍体
カ混入シテ居タ様ナコトカナイトモ限リマセヌ、何分當時ハ大

外 務 省

S 9600-2 248

I-0941

(已 號用紙)

地震ノスク後、又大火災テ、多数ノ罹災民カ各方面カラ同方面ニ集テ來テ大變ナ混雜ノ際テアリ且ツ此等罹災民ハ間モナク四散シテシマツタモノテスカラ檢舉ハ實ニ困難テスカ、然シ引續キ調査ヲシテ居リマス

(支) 大島町事件ノ外尙ホ神奈川縣方面テ多数ノ支那人カ殺傷サレタト云フ報告ヲ受ケテ居リマス、大島町事件、王希天問題何レモ成ル可ク早ク真相カ解リ支那側ノ誤解ノ一掃サルルコトヲ希望シマス

(册) 神奈川方面ノコトハ既ニ調査ヲ終リ其ノ結果ハ施代理公使ニ通知シテアリマス、

王希天ノ行衛不明ノコトハ警察テモ大變心配シテ調査シテ居リ

外 務 省

S 9600-2 249

(已 號用紙)

マスケレ共今日迄解ラナイノハ遺憾ニ思ヒマス、日本人ノ行衛不明者モ現ニ數萬人アリマス、大島町事件ハ前ニモ申シマシタ通り貴下等ノ云ハルル様ナ事實ハ今日迄ノ調査ノ結果ニ依レハ之ヲ認ムルコトハ出來マセン

(支) 解ラナケレハ、困タモノテス、一体人ヲ殺シタモノハナカナカ白狀スルモノテハアリマセン(トテ苦笑セリ)

右ニテ一應ノ會談ヲ終リタルヲ以テ、茲ニ通譯ヲ廢シ(沈、劉共大體日本語ヲ了解ス)亞細亞局長ヨリ詳細震火災當時ノ混亂狀態ヲ説明シ、參考トシテ吉原公園、被服廠跡ノ屍体ヲ寫眞ヲ示シ、尙ホ鮮

外 務 省

S 9600-2 250

I-0941

(已 號用紙)

人襲來ノ風説ノ傳波シタル有様、「ガソリン」ノ破裂カ爆彈ト誤マ
ラレタル狀況、自警團ノ活動振等ニ付キ委細説達シタル處兩人共餘
程當時ノ狀態ヲ了解シタルモノノ如キ態度ヲ示シタルモ結局支那側
ニテハ九月一日ヨリ九日迄ノ混亂狀態ハ十分了解スルモ其後ハ秩序
恢復セル筈ナリト述ヘ暗ニ二十二日ニ王希天ノ行衛不明トナリタルハ
了解ニ苦ムカ如キ様子ヲ示セリ
最後ニ亞細亞局長ヨリ貴下等調査ノ爲メ折角ノ御來邦ナレハ當方ニ
於テモ出來得ル限り御便宜ヲ計リ度キ考ナリ、貴方調査ノ参考上度
英當時ノ狀況等警察當局ニ就キ親シク聞知セラレ度キ御希望ナルニ
於テハ本官ニ於テ紹介ノ勞ヲトル可ク、又貴下等御滞在中尙ホ本官
ヨリ聞知セラレ度キコトアラハ議會開會中ニテ非常ニ多忙ノ際ナル

外 務 省

S 9600-2 251

(已 號用紙)

モ、録ノ時日ヲ打合セタル上ニテ改メテ會見スヘシト述ヘ會議ヲ終
レリ
本會談ニ依リ亞細亞局長ノ得タル印象ニ依レハ支那側ハ大島町事件
及王希天問題ニ付キ從來上海其他各方面ニテ得タル報道、餘程強キ
先入主トナリ居ルモノノ如ク從テ本會談ニ於テモ一應ノ質問ヲナス
ニ止リ更ニ詳細ニ互リテ追求的ニ質問スルノ態度ニハ出テサリキ
(本會談録ハ亞細亞局長カ其記憶ニ基キ口述シタルモノナレ
ハ多少ノ遺漏ナキヲ保シ難シ、大正十二年十二月十九日守
島記)

外 務 省

S 9600-2 252

I-0941

(已號用紙)

支那人被害事件調査員沈其昌・劉彦ト亞細亞
局長會談録

日時、十二月十五日、午前十一時ヨリ約二時間

場所、外務省

列席者、日本側、出淵亞細亞局長、西田書記官

支那側、沈其昌、劉彦、胡通譯

(日)ハ亞細亞局長、(支)ハ主トシテ劉彦)

(日)別校理屈ヲ云フ譯テハアリマセンカ、貴下等一行ハ支那人誤

外務省

S

9600-2

253

(已號用紙)

殺事件調査ノ爲メ來朝セラレタル越新聞ニ報道サレテ居マスカ
貴下等一行ノ御來邦ニ付キテハ貴國政府又ハ貴國公使館ヨリ別
段書面ニテ御通知ハナク唯タ口頭テ便宜ヲ計テ呉レル様ニト御
申入カアツタノミテアル、又貴國政府公報ニモ單ニ英譯ヲ受ケ
タ支那人ノ事情調査トアルノミテアルカ貴下等ハ一体如何ナル
事ノ調査ニ來ラレタノテアリマスカ
二、越日王正廷氏モ話サレタ如ク貴下等ハ帝國政府ト交渉スル爲
メニ來ラレタノテハナク唯タ調査ノ爲メニ來ラレタ趣テアルカ
ラ本日ハ御調査ノ便宜ノ爲メ御目ニ掛ル次第テアリマス右様ノ
次第ニ付本日ノ會談ハ之ヲ將來ノ外交談判等ニ援用セラレサル
了解ノ下ニ致スノテ御座イマス

外務省

S

9600-2

254

I-0941

(已 號用紙)

貴下等ノ御來邦ハ新聞紙等ノ注意ヲ惹イテ居リマスカラ本日
ノ會談後或ハ新聞記者等ノ質問カアルカモ知レマセンカ本會談
ハ直ニ其ノ儘新聞等ニ御發表ニナル御考テハナイト思ヒマス、
當方テモ貴下等ノ御話ヲ新聞ニハ發表シマセヌカラ貴方テモ其
ノ御積ニ願ヒマス

(支) 自分等ノ使命ハニアリマス、(一) 貴火災直接ノ支那人被害ノ調査

(二) 日本人ノ非行ニ依リ蒙リタル支那人被害ノ調査デアリマス
故ニ誤殺事件ノ調査ノミニ參タト云フノハ當リマセヌ、尤モ其
ノ點ニ最モ重キヲ置イテ居リマス

御所達ニミノ點ハ全ク同様テス、他日政府及議會ニ報告スル場
合ニモ本日ノ會談ヲ指摘スルコトハ致シマセヌ

外務省

S

9600-2 255

(已 號用紙)

(日) 貴下等折角ノ御來邦デアリマスカラ私ノ存シテ居ルコトハ何テ
モ腹藏ナク申上マス、從テ貴下等ノ御疑點ハ何テモ御遠慮ナク
御質問ヲ願ヒマス

(支) 日本當局ノ公表事實中ニ龜戸方面ニテ十四人ノ人カ日本自警團
ニ被害サレ、内十三人ハ日本人一人ハ外國人トアリマスカ其ノ
外國人ハ何國人デアリマスカ

(日) 私ハソナ公表ハ記憶シテ居リマセヌ、支那人テ日本人ノ爲メ
ニ危害ヲ受ケタ事實中罪狀判明セルモノハ既ニ二回ノ公文ヲ以
テ貴國代理公使ニ御知セシデアリマス、ソレニ依ルト死者三名
負傷者七名デアリマス

(支) 我方ノ承知シタキコトハ前記公表中ノ外國人ノコトデアリマス

外務省

S

9600-2 256

I-0941

(已 號用紙)

(此時沈ハ傍ヨリ劉彦ニ向テ玉希天、玉希天ト耳打セリ)

(日) 貴下等ハ王希天ノコトカ聞キ度イノテセウ、ソレテハソソナシ

繼ノ聞方ヲシナイテ御遠慮ナク卒直ニ御質問ヲ願ヒ度イ

(支) 實ハ一昨夜或支那ノ學生カ参リマシテ、ソレカラ前達公表ノコ

トヲ聞キ込ミマシタ故、右外國人トハ王希天ヲハナイカト思テ

御尋ネシタノテス

(日) 王ニ付キマシテハ北京政府ヨリモ又在東京總代理公使ヨリモ密

面テ御問合カアリマシタカラ當方ニテモ書面テ御回答申シテ置

キマシタ、貴下等ハ其ノ回答ノ要領ヲ御存シテスカ

(支) 大体ハ聞イテ居リマスケレト詳シイコトハ存シマセヌ

(日) ソレテハ私ノ知テ居リマスコトヲ詳細御話致シマセウ

外務省

S

9600-2

257

(已 號用紙)

王希天ハ九月十日東京市外大島町ヲ徘徊中龜戸警察署テ万一ノ

危険ヲ慮リ一時同署テ之ヲ收容シテ保護ヲ加ヘ十二日早朝習志

野校護所ニ送ル爲メニ同方面警備ノ任ニ當テ居リマシタ軍隊ニ

引繼キマシタ處同軍隊ノ係員佐々木大尉ハ王カ一見普通勞動者

ト舉措ヲ異ニシテ居ル點カアルヲ發見シ念ノ爲メ取調ヘテ見

マシタ處果シテ相當ノ教育モアリ又日本語ニモ熟達シテ居リ之

ヲ習志野ニ送ルノ必要ハナイト認メマシタカ折柄王自身モ其ノ

寓所ニアル早稻田ニ歸リ度イト申述ヘマシタ故佐々木大尉ハ直

ニ其ノ希望ヲ容レテ之ヲ歸ラセマシタ

然ルニ其後王ハ其ノ寓所ニ歸ラヌソウテスカラ帝國官憲ハ目下

極力其ノ行衛ヲ捜査シテ居リマス

外務省

S

9600-2

258

I-0941

(已號用紙)

(支) 大島町テ多數ノ支那労働者カ殺サレタト云フコトヲ聞イテ居リ
マスカ、右ノ事情ハ如何デアリマスカ

(日) 王ノコトニ付キテハ最早御聞キニナリ度キコトハアリマセヌカ
若シアレハ一ツツツ片付ケテ行キマセウ

(支) 自分等ノ聞イテ居ル處テハ佐々木大尉(支那側ニテハ佐々木大
尉ノ名前ヲ承知シ居レリ)ハ王ヲ縛リ殺シク之ヲ毆打シ王ハ歩
クコトカ出来ナイ程ニナツタト云フコトテスカ、右ハ事實テス
カ

(日) ソウ云フコトハ王兆澄モ上海テ發表シ新聞ニモ載テ居リマスカ
ソナナ事實ハアリマセン

(支) 然シソウ云フ慘酷ヲ取扱テ受ケタコトハ多數支那人ノ信シテ居

外務省

S

9600-2 259

(已號用紙)

ル處テ、彼等ハ皆王ハ軍隊カ警察ニテ殺サレタノテ自警團ニ殺
サレタノタトハ申シテ居リマセヌ

(日) ソンナ風説ノアルコトハ在京貴國人カラモ屢々聞キマシタケレ
共今日迄取調ノ結果ソナナ事實ハアリマセヌ

(支) 今度ハ大島町事件ニ付キ御尋ネ申シ度イ、

自分等ノ得テ居ル報告ニ依レハ大島町八丁目テ三百人乃至四百
人ノ^支軍^支那人カ軍隊警察官及附近住民ノ爲メ殺サレ、其ノ屍体ハ
石油テ燒カレタト^{イフコト}デアリマス。元來震災前在留シテ居タ温州人
労働者ノ數ト^ハヨク解テ居タノテスカラソレカラ歸國シタルモ
ノト、貴國ニ殘テ居ルモノトテ差引クト三百乃至四百ニナリマ
ス

外務省

S

9600-2 260

I-0941

0094

(已 號用紙)

尙ホ其ノ際一度死シ、復活シタ勞働者カアリマスカ、ソレハ耳ヲ切ラレテ居リマスカ、ソノ男ノ云フ處モ同様テス

(日) ソウ云フ風説ハ私モ聞イテ居リマス、然シ今日迄調査シタ處ニ依レハソノ事ハナイト認メマス

(支) 實ハ兩三日前私共ハ大島町一丁目カラ八丁目迄支那人ノ元ト住ンテ居タ處ヲ一々見テ廻リ、方々テ日本人ニモ様子ヲ聞イテ見マシタケレト皆一樣ニ「知ラヌ、」ト申シマシタ然シ私共ノ得テ居ル報道ニ依レハ大島町八丁目事件ハ確カニ事實テアルト思ヒマス、現ニ私共ハ餘程具体的ノコトヲ聞イテ居リマス、九月五日軍人ヤ警察官カ支那人勞働者ヲ其ノ住居カラ連レ出シ、原ニ連レテ行テ、其ノ所持金ヲ出サセテカラ、又地

外務省

S

9600-2

261

(已 號用紙)

震カ來ルカラトテ地面ニ伏セサセテ、鐵ノ棒ヤ木ノ棒テ之ヲ殺シ、石油ヲ掛テ其ノ屍体ヲ焼イテシマツタト云フコトヲ聞イテ居リマス、實際石油テ澤山ノ屍体ヲ焼イタト云フ事實カアルソウテスカ如何テスカ

(日) 場所ハ存シマセヌカ、大島町テ行倒人ヤ溺死体ヤ、其他罹災民ノ爲メニ殺害サレタ鮮人ヤ内地人ノ屍体ヲ焼イタト云フ事實ハアリマス、然シソノ時ニハ警官カチヤント立合テ焼イテ居リマスカラ、貴國人ノ屍体ヲ焼イタト云フ事實ハナイト思ヒマス、燒イタ屍体ノ數ハ百四十二トノ報告ヲ受ケテ居リマス、尤モ其ノ時ハ非常ナ混亂ノ際テアリマシタカラ万ニ一ツ貴國人ノ屍体カ混入シテ居タ様ナコトカナイトモ限リマセヌ、何分當時ハ大

外務省

S

9600-2

262

I-0941

(已 號用紙)

地震ノスク後、又大火災テ、多数ノ罹災民カ各方面カラ同方面ニ集テ來テ大變ナ混雜ノ際テアリ且ツ此等罹災民ハ間モナク四散シテシマツタモノテスカラ檢舉ハ實ニ困難テスカ、然シ引續キ調査ヲシテ居リマス

(支) 大島町事件ノ外向ホ神奈川縣方面テ多数ノ支那人カ殺傷サレタト云フ報告ヲ受ケテ居リマス、大島町事件、王希天問題何レモ成ル可ク早ク真相カ解リ支那側ノ誤解ノ一掃サルルコトヲ希望シマス

(册) 神奈川方面ノコトハ既ニ調査ヲ終リ其ノ結果ハ施代理公使ニ通知シテアリマス、

王希天ノ行衛不明ノコトハ警察テモ大變心配シテ調査シテ居リ

外務省

S

9600-2

263

(已 號用紙)

マスケレ共今日迄解ラナイノハ遺憾ニ思ヒマス、日本人ノ行衛不明者モ現ニ數萬人アリマス、大島町事件ハ前ニモ申シマシタ通り貴下等ノ云ハルル様ナ事實ハ今日迄ノ調査ノ結果ニ依レハ之ヲ認ムルコトハ出來マセン

(支) 解ラナケレハ、困タモノテス、一体人ヲ殺シタモノハナカナカ白狀スルモノテハアリマセン(トテ苦笑セリ)

右ニテ一應ノ會談ヲ終リタルヲ以テ、茲ニ通譯ヲ廢シ(沈、柳共大體日本語ヲ了解ス)亞細亞局長ヨリ詳細震火災當時ノ混亂状態ヲ説明シ、參考トシテ吉原公園、被服廠跡ノ屍体ヲ寫眞ヲ示シ、尙ホ鮮

外務省

S

9600-2

264

I-0941

(已覽用紙)

人襲來ノ風説ノ傳波シタル有様。「ガソリン」ノ破裂カ爆彈ト誤マ
ラレタル狀況、自警團ノ活動振等ニ付キ委細説述シタル處兩人共餘
程當時ノ狀態ヲ了解シタルモノノ如キ態度ヲ示シタルモ結局支那側
ニテハ九月一日ヨリ九日迄ノ混亂狀態ハ十分了解スルモ其後ハ秩序
恢復セル筈ナリト述へ暗ニ二十日ニ王希天ノ行衛不明トナリタルハ
了解ニ苦ムカ如キ様子ヲ示セリ
最後ニ亞細亞局長ヨリ貴下等調査ノ爲メ折角ノ御來邦ナレハ當方ニ
於テモ出來得ル限り御便宜ヲ計リ度キ考ナリ、貴方調査ノ参考上幾
災當時ノ狀況等警察當局ニ就キ親シク聞知セラレ度キ御希望ナルニ
於テハ本官ニ於テ紹介ノ勞ヲトル可ク、又貴下等御滞在中尙ホ本官
ヨリ聞知セラレ度キコトアラハ議會開會中ニテ非常ニ多忙ノ際ナル

外務省

S 9600-2 265

(已覽用紙)

モ、録メ時日ヲ打合せタル上ニテ改メテ會見スヘシト述へ會談ヲ終
レリ

本會談ニ依リ亞細亞局長ノ得タル印象ニ依レハ支那側ハ大島町事件
及王希天問題ニ付キ從來上海其他各方面ニテ得タル報道、餘程強キ
先入主トナリ居ルモノノ如ク從テ本會談ニ於テモ一應ノ質問ヲナス
ニ止リ更ニ詳細ニ互リテ追求的ニ質問スルノ態度ニハ出テサリキ

(本會談録ハ亞細亞局長カ其記憶ニ基キ口述シタルモノナレ
ハ多少ノ遺漏ナキヲ保シ難シ。大正十二年十二月十九日守

島記)

S 9600-2

266

外務省

I-0941

(已 號 用 紙)

支那人被害事件調査員沈其昌・劉彦ト亞細亞
局長會談録

日時、十二月十五日、午前十一時ヨリ約二時間

場所、外務省

列席者、日本側、出淵亞細亞局長、西田書記官

支那側、沈其昌・劉彦・胡通譯

(日)ハ亞細亞局長、(支)ハ主トシテ劉彦)

(日)一、別段理屈ヲ云フ譯テハアリマセンカ、貴下等一行ハ支那人誤

外 務 省

S

9600-2

267

(已 號 用 紙)

殺事件調査ノ爲メ來朝セラレタル趣新聞ニ報道サレテ居マスカ
貴下等一行ノ御來邦ニ付キテハ貴國政府又ハ貴國公使館ヨリ別
段書面ニテ御通知ハナク唯タ口頭テ便宜ヲ計テ呉レル様ニト御
申入カアツタノミテアル。又貴國政府公報ニモ單ニ災害ヲ受ケ
タ支那人ノ事情調査トアルノミテアルカ貴下等ハ一体如何ナル
事ノ調査ニ來ラレタノデアリマスカ

三、過日王正廷氏モ話サレタ如ク貴下等ハ帝國政府ト交渉スル爲
メニ來ラレタノテハナク唯タ調査ノ爲メニ來ラレタ趣テアルカ
ラ本日ハ御調査ノ便宜ノ爲メ御目ニ掛ル次第デアリマス右様ノ
次第ニ付本日ノ會談ハ之ヲ將來ノ外交談判等ニ援用セラレサル
了解ノ下ニ致スノテ御座イマス

外 務 省

S

9600-2

268

I-0941

(已 號用紙)

貴下等ノ御來邦ハ新聞紙等ノ注意ヲ惹イテ居リマスカラ本日
ノ會談後或ハ新聞記者等ノ質問カアルカモ知レマセンカ本會談
ハ直ニ其ノ儘新聞等ニ御發表ニナル御考テハナイト思ヒマス、
當方テモ貴下等ノ御話ヲ新聞ニハ發表シマセヌカラ貴方テモ其
ノ御積ニ願ヒマス

(支) 自分等ノ使命ハニアリマス、(一) 嵐火災直接ノ支那人被害ノ調査

(二) 日本人ノ非行ニ依リ蒙リタル支那人被害ノ調査デアリマス
故ニ誤殺事件ノ調査ノミニ參タト云フノハ當リマセヌ、尤モ其
ノ點ニ最モ重キヲ置イテ居リマス
御所述ニ全ク同感テス、他日政府及議會ニ報告スル場
合ニモ本日ノ會談ヲ指摘スルコトハ致シマセヌ

外務省

S

9600-2

269

(已 號用紙)

(日) 貴下等折角ノ御來邦デアリマスカラ私ノ存シテ居ルコトハ何テ
モ腹藏ナク申上マス、從テ貴下等ノ御疑點ハ何テモ御遠慮ナク
御質問ヲ願ヒマス

(支) 日本當局ノ公表事實中ニ龜戸方面ニテ十四人ノ人カ日本自衛團
ニ殺害サレ、内十三人ハ日本人一人ハ外國人トアリマスカ其ノ
外國人ハ何國人デアリマスカ

(日) 私ハソツナ公表ハ記憶シテ居リマセヌ、支那人テ日本人ノ爲メ
ニ危害ヲ受ケタ事實中罪狀判明セルモノハ既ニ二回ノ公文ヲ以
テ貴國代理公使ニ御知セシデアリマス、ソレニ依ルト死者三名
負傷者七名デアリマス

(支) 我方ノ承知シタキコトハ前記公表中ノ外國人ノコトデアリマス

外務省

S

9600-2

270

I-0941

(已號用紙)

(此時沈ハ傍ヨリ劉彦ニ向テ王希天、王希天ト耳打セリ)

(日) 賞下等ハ王希天ノコトカ聞キ度イノテセウ、ソレテハソシナ遠

馳ノ間方ヲシナイテ御遠慮ナク卒直ニ御質問ヲ願ヒ度イ

(支) 實ハ一昨夜或支那ノ學生カ参リマシテ、ソレカラ前達公表ノコ

トヲ聞キ込ミマシタ故、右外國人トハ王希天テハナイカト思テ

御尋ネシタノテス

(日) 王ニ付キマシテハ北京政府ヨリモ又在東京施代理公使ヨリモ書

面テ御問合カアリマシタカラ當方ニテモ書面テ御回答申シテ置

キマシタ、賞下等ハ其ノ回答ノ要領ヲ御存シテスカ

(支) 大体ハ聞イテ居リマスケレト詳シイコトハ存シマセヌ

(日) ソレテハ私ノ知テ居リマスコトヲ詳細御話致シマセウ

外務省

S

9600-2

271

(已號用紙)

王希天ハ九月十日東京市外大島町ヲ(非)中龜戸警察署テ万一ノ
危険ヲ慮リ一時同署テ之ヲ收容シテ保護ヲ加ヘ十二日早朝習志
野政護所ニ送ル爲メニ同方面警備ノ任ニ當テ居リマシタ軍隊ニ
引繼キマシタ處同軍隊ノ係員佐々木大尉ハ王カ一見普通勞働者
ト舉措ヲ異ニシテ居ル點カアルヲ發見シ念ノ爲メ取調ヘテ見
マシタ處果シテ相當ノ教育モアリ又日本語ニモ熟達シテ居リ之
ヲ習志野ニ送ルノ必要ハナイト認メマシタカ折柄王自身モ其ノ
寓所ニアル早稻田ニ歸リ度イト申述ヘマシタ故佐々木大尉ハ直
ニ其ノ希望ヲ容レテ之ヲ歸ラセマシタ
然ルニ其後王ハ其ノ寓所ニ歸ラヌソウテスカラ帝國官憲ハ目下
極力其ノ行衛ヲ搜查シテ居リマス

外務省

S

9600-2

272

I-0941

(已號用紙)

(支) 大島町テ多數ノ支那労働者カ殺サレタト云フコトヲ聞イテ居リ
マスカ。右ノ事情ハ如何テアリマスカ

(日) 王ノコトニ付キテハ最早御聞キニナリ度キコトハアリマセヌカ
若シアレハ一ツツツ片付ケテ行キマセウ

(支) 自分等ノ聞イテ居ル處テハ佐々木大尉(支那側ニテハ佐々木大
尉ノ名前ヲ承知シ居レリ)ハ王ヲ縛リ殺シク之ヲ毆打シ王ハ歩
クコトカ出来ナイ程ニナツタト云フコトテスカ。右ハ事實テス
カ

(日) ソウ云フコトハ王兆澄モ上海テ發表シ新聞ニモ載テ居リマスカ
ソナナ事實ハアリマセン

(支) 然シソウ云フ慘酷ナ取扱ヲ受ケタコトハ多數支那人ノ信シテ居

外務省

S 9600-2 273

(已號用紙)

ル處テ、彼等ハ皆王ハ軍隊カ警察ニテ殺サレタノテ自警團ニ殺
サレタノタトハ申シテ居リマセヌ

(日) ソナナ風説ノアルコトハ在京貴國人カラモ屢々聞キマシタケレ
共今日迄取調ノ結果ソナナ事實ハアリマセヌ

(支) 今度ハ大島町事件ニ付キ御尋ネ申シ度イ、

自分等ノ得テ居ル報告ニ依レハ大島町八丁目テ三百人乃至四百
人ノ^支軍那人カ軍隊警察官及附近住民ノ爲メ殺サレ、其ノ^屍体ハ
石油テ燒カレタト^ハア^リマ^ス。元來震災前在留シテ居タ温州人
労働者ノ數ト^ハヨク解テ居タノテスカラソレカラ歸國シタルモ
ノト、貴國ニ殘テ居ルモノトテ差引クト三百乃至四百ニナリマ
ス

外務省

S 9600-2 274

I-0941

(已 號 用 紙)

尙ホ其ノ際一度死シ、復活シタ勞働者カアリマスカ、ソレハ耳
ヲ切ラレテ居リマスカ、ソノ男ノ云フ處モ同様テス

(日) ソウ云フ風説ハ私モ聞イテ居リマス、然シ今日迄調査シタ處ニ
依レハソノ事實ハナイト認メマス

(支) 實ハ兩三日前私共ハ大島町一丁目カラ八丁目迄支那人ノ元ト住
ンテ居タ處ヲ一々見テ廻リ、方々テ日本人ニモ様子ヲ聞イテ見
マシタケレト皆一樣ニ「知ラヌ、」「知ラヌ、」ト申シマシタ
然シ私共ノ得テ居ル報道ニ依レハ大島町八丁目事件ハ確カニ事
實テアルト思ヒマス、現ニ私共ハ餘程具体的ノコトヲ聞イテ居
リマス、九月五日軍人ヤ警察官カ支那人勞働者ヲ其ノ住居カラ
連レ出シ、原ニ連レテ行テ、其ノ所持金ヲ出サセテカラ、又地

外 務 省

(已 號 用 紙)

震カ來ルカラトテ地面ニ伏セサセテ、鐵ノ棒ヤ木ノ棒テ之ヲ殺
シ、石油ヲ掛テ其ノ屍体ヲ燒イテシマツタト云フコトヲ聞イテ
居リマス、實際石油ヲ澤山ノ屍体ヲ燒イタト云フ事實カアルソ
ウテスカ如何テスカ

(日) 場所ハ存シマセヌカ、大島町テ行倒人ヤ溺死体ヤ、其他罹災民
ノ爲メニ殺害サレタ鮮人ヤ内地人ノ屍体ヲ燒イタト云フ事實ハ
アリマス、然シソノ時ニハ警官カチヤント立合テ燒イテ居リマ
スカラ、貴國人ノ屍体ヲ燒イタト云フ事實ハナイト思ヒマス、
燒イタ屍体ノ數ハ百四十二トノ報告ヲ受ケテ居リマス、尤モ其
ノ時ハ非常ナ混亂ノ際テアリマシタカラ万ニ一ツ貴國人ノ屍体
カ混入シテ居タ様ナコトカナイトモ限リマセヌ、何分當時ハ大

外 務 省

S

9600-2

276

S

9600-2

275

I-0941

(已 號用紙)

地震ノスク後、又大火災テ、多數ノ罹災民カ各方面カラ同方面ニ集テ來テ大變ナ混雜ノ際テアリ且ツ此等罹災民ハ間モナク四散シテシマツタモノテスカラ檢舉ハ實ニ困難テスカ、然シ引續キ調査ヲシテ居リマス

(支) 大島町事件ノ外尙ホ神奈川縣方面テ多數ノ支那人カ殺傷サレタト云フ報告ヲ受ケテ居リマス、大島町事件、王希天問題何レモ成ル可ク早ク真相カ解リ支那側ノ誤解ノ一掃サルルコトヲ希望シマス

(附) 神奈川方面ノコトハ既ニ調査ヲ終リ其ノ結果ハ施代理公使ニ通知シテアリマス、

王希天ノ行衛不明ノコトハ警察テモ大變心配シテ調査シテ居リ

外務省

S 9600-2 277

(已 號用紙)

マスケレ共今日迄解ラナイノハ遺憾ニ思ヒマス、日本人ノ行衛不明者モ現ニ數萬人アリマス、大島町事件ハ前ニモ申シマシタ通り貴下等ノ云ハルル様ナ事實ハ今日迄ノ調査ノ結果ニ依レハ之ヲ認ムルコトハ出來マセン

(支) 解ラナケレハ、困タモノテス、一体人ヲ殺シタモノハナカナカ白狀スルモノテハアリマセン(トテ苦笑セリ)

右ニテ一應ノ會談ヲ終リタルヲ以テ、茲ニ通譯ヲ廢シ(沈、柳共大體日本語ヲ了解ス)亞細亞局長ヨリ詳細震火災當時ノ混亂状態ヲ説明シ、參考トシテ吉原公園、被服廠跡ノ屍体ヲ寫眞ヲ示シ、尙ホ鮮

外務省

S 9600-2 278

I-0941

人襲來ノ風説ノ傳波シタル有様、「ガソリン」ノ破裂力爆彈ト誤マ
ラレタル狀況、自警團ノ活動振等ニ付キ委細説述シタル處兩人共餘
程當時ノ狀態ヲ了解シタルモノノ如キ態度ヲ示シタルモ結局支那側
ニテハ九月一日ヨリ九日迄ノ混亂狀態ハ十分了解スルモ其後ハ秩序
恢復セル筈ナリト述ヘ暗ニ二十二日ニ王希天ノ行衛不明トナリタルハ
了解ニ苦ムカ如キ様子ヲ示セリ

最後ニ亞細亞局長ヨリ貴下等調査ノ爲メ折角ノ御來邦ナレハ當方ニ
於テモ出來得ル限り御便宜ヲ計リ度キ考ナリ、貴方調査ノ参考上震
災當時ノ狀況等警察當局ニ就キ親シク聞知セラレ度キ御希望ナルニ
於テハ本官ニ於テ紹介ノ勞ヲトル可ク、又貴下等御滞在中尙ホ本官
ヨリ聞知セラレ度キコトアラハ議會開會中ニテ非常ニ多忙ノ際ナル

(已號用紙)

外務省

S 9600-2

279

モ、豫メ時日ヲ打合セタル上ニテ改メテ會見スヘシト述ヘ會談ヲ終
レリ

本會談ニ依リ亞細亞局長ノ得タル印象ニ依レハ支那側ハ大島町事件
及王希天問題ニ付キ從來上海其他各方面ニテ得タル報道、餘程強キ
先入主トナリ居ルモノノ如ク從テ本會談ニ於テモ一應ノ質問ヲナス
ニ止リ更ニ詳細ニ互リテ追求的ニ質問スルノ態度ニハ出テサリキ

(本會談録ハ亞細亞局長カ其記憶ニ基キ口述シタルモノナレ
ハ多少ノ遺漏ナキヲ保シ難シ、大正十二年十二月十九日守
島記)

(已號用紙)

外務省

S 9600-2

280

I-0941